# ~ 人の心が織りなす幸せ社会

# "ほっとまち" 桔梗が丘 ~

# 平成29年度定時総会



桔梗が丘"ほっとまち"フェスタ

と き 平成29年5月20日(土)

午後1時30分

ところ 桔梗が丘市民センター 講堂

桔梗が丘自治連合協議会

1.	ごあいさつ		•	1
2.	定時総会次第			
	議案第1号			
	平成28年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件		•	3
	別紙1 平成28年度委員会・部会事業報告書		•	4
	別紙2-1 平成28年度協議会会計決算書		• 2	1
	別紙2-2 平成28年度末の積立金残高及び基金残高報告書		• 2	2
	議案第2号			
	平成28年度"ほっとまち"プロジェクト事業報告及び			
	特別会計決算の承認に関する件	• •	• 2	3
	別紙3 平成28年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書	• •	• 2	9
	議案第3号			
	平成28年度市民センター事業報告及び			
	市民センター会計決算の承認に関する件	• •	• 3	O
	別紙4 平成28年度市民センター事業報告書	• •	• 3	1
	別紙5-1 平成28年度市民センター会計決算書	• •	• 3	2
	別紙5-2 平成28年度末の財産目録及び積立金残高報告書	• •	• 3	3
	別紙6 平成28年度市民センター会計決算監査及び業務監査報告書	• •	• 3	4
	議案第4号			
	桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定の承認に関する件	• •	• 3	5
	議案第5号			
	桔梗が丘自治連合協議会理事交替の承認に関する件	• •	• 3	7
	議案第6号			
	平成29年度事業計画(案)及び協議会会計予算(案)の承認に関する件		• 3 3	_
	別紙7 平成29年度委員会・部会事業計画書(案)		• 3	
	別紙8 平成29年度協議会会計予算書(案)	• •	• 5	1
	議案第7号			
	平成29年度"ほっとまち"プロジェクト事業計画(案)及び		_	0
	特別会計予算(案)の承認に関する件	• •	• 5	2
	議案第8号			
	平成29年度市民センター事業計画(案)及び		_	7
	市民センター会計予算(案)の承認に関する件		• 5	
	別紙9 平成29年度市民センター事業計画書(案)		• 5	
	別紙10 平成29年度市民センター会計予算書(案)	• •	• 5	9
	議案第9号			
	「小中学校の規模・配置適正化後期計画及び小中学校一貫校設置計画」 審議委員会設置の承認に関する件		. 6	$\cap$
ð	参考資料	•	• 6 (	U
υ.	参考資料 1 桔梗が丘自治連合協議会組織図		• 6	9
	参考資料 2 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿		• 6	
	参考資料 3 桔梗が丘自治連合協議会関係規定		• 6	
	少"/只在10 1110人"立口111定日 网联五因外/汽化		U .	J

#### 「平成29年度定時総会資料挨拶文」

#### 持続可能な「桔梗が丘"ほっとまち"」の実現に向けて

桔梗が丘自治連合協議会の設立後、本年度は8年目を迎えます。

平成23年11月に桔梗が丘住民の皆さまの現在・将来に対する「思い」「こえ」を頂き、地域ビジョンとして「桔梗が丘"ほっとまち"」構想にまとめさせていただきました。

住民の皆さまには「地域とのつながりを深めた活力と魅力あふれる良好な生活環境の 実現」に向かって、地域ビジョン「桔梗が丘"ほっとまち"構想」のもと、各自治会(区) や各委員会・各部会・市民センター事業、及び地域ビジョンプロジェクトの各事業活動 にご協力、ご参画いただき厚く御礼申し上げます。

全国的に少子高齢化が進み、人口減少や財政の逼迫などの社会経済情勢の変化、公共 サービスに対する多様化・複雑化等により、地域の課題が山積しています。国や地方自 治体は地域の実情に応じて、地域課題(住民の抱える課題)を効率的、効果的に解決す るため、包括的住民自治組織 基礎的コミュニティー(当地域は桔梗が丘自治連合協議 会:名張市全域15地域)を設立しています。当自治連合協議会は、基礎的自治体(名張 市)と連携・協働(自助・共助・公助)しながら、是々非々を持って地域課題の対策に 取り組んでいます。

持続可能な「地域とのつながりを深めた活力と魅力あふれる良好な生活環境のまち桔梗が丘」の実現に向けて、世代を超えて老若男女皆さまの「て」と「こえ」で闊達に、当協議会の事業活動に「集い」「話し合い」「情報を共有」し、一つひとつの課題の実現に向け、皆さまの一層のご協力とご参画をお願い申し上げます。

#### 平成29年度主要課題

- 1.「桔梗が丘"ほっとまち"」構想のまちづくりの推進
  - ①「小中学校の規模・配置適正化後期計画及び隣接型小中一貫校設置」課題
  - ②「桔梗が丘西地域~桔梗が丘一番町側 間の道路建設」課題
  - ③「桔梗が丘西地域の公共交通路線の新設について」課題
  - ④「空家等を活用した若者の移住・定住促進につながる施策の市共同協議
- 2. 桔梗が丘自治連合協議会各事業の課題検討と次世代に向けた事業検討
- 3. プロジェクト事業の課題改善及び推進

平成29年5月 桔梗が丘自治連合協議会 会長 辻森保蔵

#### 定時総会次第

- 1. 開会の辞
- 2. 会長あいさつ
- 3. ご来賓あいさつ
- 4. 議事
  - (1)総会成立宣言
  - (2) 議事録署名人選任
  - (3) 議長あいさつ
  - (4) 議案第1号 平成28年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件
  - (5) 議案第2号 平成28年度"ほっとまち"プロジェクト事業報告及び特別会計決算の承認に 関する件 (監事の監査報告後審議、承認の議決)
  - (6) 議案第3号 平成28年度市民センター事業報告及び市民センター会計決算の承認に 関する件 (監事の監査報告後審議、承認の議決)
  - (7) 議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定の承認に関する件

~ 休憩~

- (8) 総会成立宣言
- (9) 議長・副議長選任とあいさつ
- (10) 議案第5号 桔梗が丘自治連合協議会理事交替の承認に関する件
- (11) 議案第6号 平成29年度事業計画(案)及び協議会会計予算(案)の承認に関する件
- (12) 議案第7号 平成29年度 "ほっとまち" プロジェクト事業計画 (案) 及び特別会計予算 (案) の承認に関する件
- (13) 議案第8号 平成29年度市民センター事業計画(案)及び市民センター会計予算(案)の 承認に関する件
- (14) 議案第9号 「小中学校の規模・配置適正化後期計画及び小中学校一貫校設置計画」 審議委員会設置の承認に関する件
- 5. 議長議事終了のあいさつ
- 6. 閉会の辞

#### 議案第1号 平成28年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件

平成28年度自治連合協議会の主な事業の取り組みとその成果報告及び協議会会計の決算報告を別 紙のとおり行います。

なお、平成29年4月19日に監事より協議会会計決算及び事業の監査を受け、適正に執行された ことの承認を得ています。

別紙1 平成28年度委員会·部会事業報告書

別紙2-1 平成28年度協議会会計決算書

別紙2-2 平成28年度末の積立金残高及び基金残高報告書

別紙3 平成28年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書

# 総務委員会

平成28年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 総務、理事会、自治連合会	(1)総会の開催	◎桔梗が丘自治連合協議会とし
等の会議の円滑な運営を	平成28年5月21日(土)	て7年目をむかえた諸会議
目指す。	午後1時30分から開催さ	は、ほぼその目的を達成した
	れ、下記事項が承認された。	ものと思われる。
	① 平成27年度事業報告及	
	び会計決算・監査報告	
	② 平成27年度公民館事業	
	   報告及び会計決算・監査報	
	告	
	   ③ 平成27年度"ほっとま	
	ち"プロジェクト事業報告	
	   及び特別会計決算	
	④ 協議会会長等及び理事・監	
	   事交代の件	
	⑤ 平成28年度事業計画案	
	及び協議会会計予算	
	⑥ 平成28年度市民センタ	
	   一事業計画案及び会計予算	
	⑦ 平成28年度"ほっとま	
	ち"プロジェクト事業計画	
	案及び特別会計予算	
	(2)理事会の定期的開催	
	(3) 自治連合会の定例的開催	
2. 規約、規則、規定等の制定	次のとおり、規約の改正案を作	◎実費弁償についての明確な基
又は改正による協議会運	成した。	準と支払い方法などを規定し
営の充実化と円滑化を図	(1) 実費弁償支出規程	た。
る。		
	(2) 自治連合協議会規約の	◎市民センターの事務局の改革
	改定	を行い、それに伴う規約等の
		改定をする。
3. 協議会財務内容を点検し、	本年度も協議会財政の長期的	
財務方針の明確化を目指	安定を図るため、積立金制度を	
す。	実施した。	
	(1) 車両買換積立金	
	250,000円	

4. 指定管理者として、協議会 事業と市民センター事業 との協働を図り、相互の事 業の充実化を目指す。 市民センター祭を共催するなど積極的に協働、充実を図った。

 協議会事業の成果を高める ため総務委員会として2 つの事業を実施する。

①講演会の実施

次の事業を実施した。

(1)講演会開催 平成28年9月10日(土) テーマ

「学校制度の課題」

-6・3・3・4制 小学校から大学までー 講師 富森盛史氏 ◎小学校の統廃合が、教育委員会から示される中、市民説明会の後すぐさま講演会を開催。関心の高いテーマであり、講堂がいっぱいになるほどの参加を得た。

今後も、タイムリーな話題の 講演開催を考えていきたい。

②研修会の実施

(2) 研修会を開催しなかった。

◎各部会やプロジェクトが各々 研修を積極的に行ない、また 新たに研修するテーマも見当 たらなかったので、今年度は 見送った。今後は必要に応じ て行っていくべきだと思って

いる。

予算額合計

2,858,100円

決算額合計

2, 548, 240円

		企画運営委員会
平成28年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 地域ビジョン推進	"ほっとまち"構想事業の推進	
及び支援		
(1) プロジェクト		
事業及び事業間の情報		
収集と事業推進		
ふれあい茶房事業	茶房の提供メニューも増え、毎月の歌声	ロビーの空調の稼働を工夫
(ほっとまち茶房	喫茶はファンもあり、ふれあいの場として	し、暑い時、寒い時に、ロビー
ききょう)	役割をはたしている。また、机、椅子は、	でくつろぐ人や茶房利用の人
	市民センターの各種サークル等のくつろ	に快適な環境を提供すること
	ぎの場として共用されている。	が必要。
子どもたちと地域の	通学路花いっぱい運動として、種から花	花いっぱい運動に加え、さら
絆づくり事業	作り、所定場所への移植、維持管理も年間	に地域への関心愛着を深める
	事業として定着してきた。	試みとして、学校の課外学習的
		事業も今後の課題。
みどり環境整備保全	   鳴滝公園、野鳥公園の整備に加え、桔梗	市の受託業務は、ボランティ
事業(桔梗が丘み	   の森公園は、清掃、指定場所の草刈等名張	アメンバーの負担が大きく、近
どりの会)	市より受託業務を遂行し、枯れ松は伐採	隣住民と景観、整備への共通認
	し、植樹、桔梗苗移植等、公園の整備を進	識が不足し、みどりの会活動と
	めた。ゆめづくり協働事業として、公園等	して受託事業見直し、又、活動
	の整備に必要な機器用具の保管庫を設置	成果PRが必要。
	した。	
お助けセンター事業	   家事支援事業は、受付業務は定着し、	南市民センター厨房改装に
	   外出支援サービス事業は、7月から9月ま	より、29年度配食事業を開
	   で試験運用、10月から公用車による本格	始。それにより、お助けセンタ
	稼働を開始した。	ー全体の受付、情報処理等及び
	配食サービス事業は、29年度開始に向	要員等の対応が必要となる。
	け、ゆめづくり協働事業として、什器備品	お助けセンター3事業のニー
	等の手配をした。	ズは、今後増えて行く予想で、
	お助けセンター管理事務所は、南市民セ	住民の理解と支援が要望され
	ンターから桔梗が丘市民センターに3月	る。
	移設した。	
ききょう農楽園事業	ゆめづくり協働事業として、小型耕運機	共同耕作地は、まだまだ礫
	購入、ビニールハウスを設置した。	石、小石がある、水はけが悪く
	今期は、大雨、夏の日照り、農作業に付	盛土や、堆肥で土作りがさらに

きものの、害虫、病気、鳥害、獣害もあり、 ジャガイモを除き、作物への充分な管理が 出来ず発育、収穫量は十分でなかった。ビ ニールハウスで、ポット蒔き、育苗を開始 した。

必要。草取りだけでなく、中耕、 土寄せ、追肥、定植時期、天候 に合わせた作業を行い、良い作 物の収穫物の販売提供で 地 域との交流で喜んでもらえる と良い。

2. 桔梗が丘"ほっと まち"フェスタ

日時:11月13日(日) 会場:市民センター、桔梗の森公園

- ・それぞれ、ブースを設けて、活動内容を 披露し、人材、メンバー募集も兼ねた。
- ・ポスターを全地区に掲示、各戸配布
- 協議会部会、プロジェクト事業、自治会 れも多く、スタンプラリー等好 合同で、事業の内容を、パネル板に、写真 等を掲示し住民にアピールするフェアを 開催した。
  - 1 27年度の地域フェアは、100名 余出席者中、7名の未協議会活動者で あったことと比較し、スタッフも入 れ、延べ参加人員 1447名は、 "ほっとまち"フェスタの当初目的 の協議会活動の認知度向上は達成し た。
  - 2 参加者は近隣が多く、南、西地区の 参加者が少なかった。
  - 3 友人、知人と一緒の参加か、桔梗が 丘地区外のスタンプラリー参加者が あった。

3. 各部会事業への支 積極的な支援ではなく、メンバー各自が個 援活動等 別事業へ参加した。

以下業務項目には手つかず。

- ・コミュニティビジネスの検討、情報収
- ・事業部会に対する新規事業の提案
- ・事業部会の事業評価システムの検討

予算額合計

150,000円

決算額合計 151,122円

開催日が他の各種行事と重 なり、小学校駐車場が使えなか った。29年度は、日を選ぶこ とが肝要である。

健康祭りを中心に、子ども連 評で、オープンなお祭り的雰囲 気で誰でもが気軽に立ち寄れ るが、協議会活動が楽しいもの で、一緒に活動していこうとい う趣旨がわかる工夫が必要。

会場が2カ所は、一工夫が要 る。

協議会活動への関心を持ち、 参画を意識してもらうには、継 続していくのが良い。

各プロジェクト事業と、部会活 動、市民センター主催活動の類 似事業の見直しが必要。

	広	報 委 員 会
平成28年度事業計画	実績	評価及び反省
1. 広報活動の理念と役割		活動は、前年と同
桔梗が丘自治連合協議会の活動・情報・告		じに止まった。
知を地域住民に伝え、桔梗が丘の発展の橋渡		「ききょう通信」
しを担う		では特ダネを期
2. ききょう通信の定期の記事	地域内小中校の統廃合と「桔	待したが不発だ
① 平成31年開校の「桔梗学園」に関する	梗学園」について、記事の掲載	った。ホームペー
・行政の動きを、絶え間なく報道	を期待し、シリーズ物も始めた	ジの改善は着手
・地域の真実の声を伝え、行政の答えを報	が進展がなく毎号とはいかな	できなかった。来
道	かった。協議会が開催した「学	年度では、組織・
・現場での検証をした事実の報道	校制度の課題」講演会の要約編	人員など見直し
② 空き家問題など、桔梗が丘に即した話題の	を講師のご協力で掲載した。	を進めて改善に
報道		努める。
③ 発行回数の改訂	「ききょう通信」の発行は	
・現在:年間6回の発行	1. A 4 判両面モノクロ 6 回	発行数の目標に
<ul><li>改訂:5月~10月→毎月発行 6回</li></ul>	2. A 4 判表面モノクロ 1回	対し、止むを得ず
12月~4月→隔月発行 3回	3. B 4 判両面モノクロ 1回	休刊があったた
計9回	計8回	め1回減だった。
④ 紙面のサイズ・体裁を改訂		
発行数の増によりコスト、情報量から紙面		
のサイズを変更する		
・現在:B4版 表と裏2件 モノクロ印		
刷		
・改訂: A4版 表と裏2件 モノクロ印		
刷		
・カラー印刷を廃止する		
⑤ 編集基本	編集の基本では、ほぼ工夫が	編集の基本は
・タイトルだけの拾い読みをされない紙面	出来た。	工夫を重ねたと
の構成	問題は、記事の訂正を連発し	思う。数人のスタ
・見出しの工夫	たこと。29 年は組織の見直し	ッフでの編集が
・用字・用語は、共同通信社の記者ハンド	で再発を防止する。	必要と思う。
ブックに従う。難解な熟語には註を付記		
する。		
⑥ 自治連合協議会の行事・活動カレンダーを	行事の情報の入手が、開催日	
告知	と上手く連動しなくて、発行時	
・協議会全体行事	に行事が終わっていることが	
・プロジェクト別行事	多い。市民センターの案内との	
・市民センターの一般参加の行事	統合が必要になっている。	
<ul><li>単地区行事(連絡分)</li></ul>		

予算額 403,200円

決算額 434,246円

3. ホームページの見直し

ホームページを利用している住民は少ない のが現実であるが、来訪する他市の自治会は 議事録の詳細を熟知して質問している。全国 が相手の、桔梗が丘自治連合協議会の顔とい える。改善に取り組む。

- ① ホームページで簡単検索できる表示の改
- ② ききょう通信は貼り付けで。写真を改善 予算額 36,000円

ホームページの改善は、でき なかった。協議会が発信する電 会の広報のあり 子での情報を、読者の立場で統一方の見直しが必 一して、専任の設置をもトライ 要な時期で29年 する。

自治連合協議 度に検討する。

決算額 5,465円

予算額合計 439,300円

決算額合計 439,711円

		健康推進部会
平成28年度事業計画	実績	評価及び反省
1. 敬老の日の行事	実施日:平成28年9月19日	団塊世代が 70 歳代に入って
永年、社会の発展に貢献された高齢	*70歳と88歳の方に長寿記念	きたことにより、今後数年70
者のご苦労をねぎらい、長寿を祝	品 (@2,000 円の商品券) を贈	歳以上の増加は更に進むもの
い、高齢者が自ら生活向上の意欲を	呈、対象者 266 人	と思われる。
高め、地域のみんなが地域福祉、高	(70歳 219人・88歳47人)	
齢者福祉に資することを目的にす	昨年度比 33 人増	
る。	70 歳以上 3,125 人 67 人増	
予算額 700,000円	決算額 532,000円	
2. ききょう健康まつり	   場所 : 桔梗が丘市民センター	参加者 約 658 名
地域の皆様が健康について考え再	海内・恒侯が五川氏とフク   実施日:平成 28 年 11 月 13 日	(各コーナー参加者合計)
認識していただき、又暮らしの中で	大売日・十成 20 平 11 万 15 日   (歯チェック、健康体力測定、	主な参加者
健康作りを考え実践し、いきいきと	「留ケエラク、健塚体の領域、	上なるが2   骨密度測定 104名
した桔梗が丘を目指すことを目的	タボチェック、スクエアステッ	野菜ビンゴ 200名
とする。本年度は「桔梗が丘 ほっ	プ、リズム体操、名張バリバリ	名張市病院医師による健康よ
とまちフェスタ」の中で実施し	体操、健康茶の試飲、ビンゴ大	ろず相談、リフレッシュコー
た。	会)	ナーも設けた。次年度以降も
		ほっとまちフェスタの中で実
予算額 170,000円	   決算額	施していく。
3. ニュースポーツ世代間交流大会		合計約 95 人(児童 20 人・ボ
スポーツを通じ地域の交流の輪を	場所: 桔梗が丘小学校体育館	ランティア、スタッフ含む)
広げ、明るく活力ある地域社会を推	及びグラウンド	の参加で世代間の交流の場が
進する、又親子や住民間の親睦及び		出来、楽しくゲームが出来た。
絆作りを推進する。 	・グラウンドゴルフ	児童、保護者、の参加を増や
Z htt +55 1 0 0 0 0 0 0 0	・ストラックアウト(新種目)	し世代間交流が更に広範囲に
予算額 100,000円	決算額	進むよう工夫する。
4. 体操会との協働事業	朝の体操の意義と開催情報の	各地域の体操会と協働で、朝
地域区で実施されている体操会 (ラ	広報	の体操の継続・発展を図って
ジオ体操)をより充実させるための	夏休み期間中、子供たちを集め	いった。
協働事業	ラジオ体操を実施した下記の	朝の体操は健康の源であり、
夏休み期間のラジオ体操へ地域内	体操会・地域に、申請に基づき、	実施地域の拡大、参加者を増
の小学児童の参加を促す目的で、皆	参加賞・皆勤賞等の費用の一部	やすことが重要
勤賞・参加賞等の費用の一部を補助	を負担した。	
する。	(300円/人)	夏休み参加児童数
	<ul><li>桔梗が丘体操会</li></ul>	318名

5番町1区

4 番町

参加児童数は昨年度とほぼ同

数であった。

予算額 100,000円

#### 5. ききょう健康講座

生活習慣病の予防や暮らしの中で みんなが健康について考え実践し ていくことをテーマに「ききょう健 康講座」を開催して地域の皆様に健 康啓発を促していく。

- 桔梗が丘南1・2・3地区
- 桔梗が丘西地区

決算額 95,400円

- 1)ベルフラワー教室
- ・メタホ゛リックシント゛ローム予防教室
- ・保健師・歯科衛生士による健 康指導
- ・講師による筋力アップ体操
- 健康相談
- 保健センター・まちの保健室の協 力で実施
- ・実施は1部4月~9月、月2 回合計 12 回
- · 2 部 10 月~3 月、月 2 回合計 12 回

年間で合計 24 回実施 決算額 120,000 円

2) 健康に関する講演

楽しい健康つくり講座

実施日:平成29年3月16日(木) 場所:桔梗が丘市民センター

- ・テーマ ロコモと骨粗鬆症 腰痛・膝痛予防
- •講師 秋山整形外科 秋山晃一院長

決算額 6,199円

3)健康リズム体操

合計5回実施した

実施日①平成28年7月1日

- (2)9月2日
- (3) 11月4日
- ④平成29年1月6日
- 3月3日
- ・場所: 桔梗が丘市民センター
- •講師:竹政悦子先生 決算額 48,674 円
- 4) ウオーキング
- 5月28日(十)

- ・メタボや歯の講義・計測で 健康チェックができた
- ・筋力アップ体操で筋力増進が できた。
- ・ベルフラワー教室参加人数 4月~9月(前期)22名修了 10月~3月(後期)13名修了 年間 35 名修了

延べ参加人数 420 名

参加者 170 名 アンケートを実施 回答者 110 名 回収率 66% 他地区からも16名参加 アンケートでは、とても良か った・良かったが合計 104 名 という結果であり、今後も健 康に関する講演を期待する声 が高かった。

参加者 212 名 (5 回合計) 昨年より参加者が 30 名弱増 加し、皆勤者が26名となって いる。男性の参加が少ない点 をどう改善していくかが課題 である。

参加者 52 名 あいにくの曇天であったが新 行先:赤目ハイキングコース | 緑の中、全員元気に歩き、昼 近鉄赤目駅~極楽寺~キャンプ場 往復8km 決算額 27,993円

- 5) 生活習慣病予防料理教室 市の健康支援室の講義の後、調 理。3回実施した。
- ・第1回 7月26日(火) 脂質異常予防レシピ
- 第2回 9月20日(火) 骨粗鬆症予防レシピ
- ・第3回 2月23日(木) バランスのとれた食事

決算額 20,893 円

6) スクエアステップ 桔梗が丘市民センター、南市民 センターで月2回初級・中級コ ースを実施。合計年各々24回実 施した。

決算額 32,521 円

- 7) 桔梗が丘げんき通信の発行
- ・広報誌を発行する(回覧)
- ・月1回合計 12 回発行した。 決算額 2,000円
- 8) 諸雑費 決算額 19,480円

決算額 277,760円

6. 市の集団がん検診 市の集団がん検診を桔梗が丘で実 施(桔梗が丘地域対象)

予算額 320,000円

実施日:平成28年11月5日 場所:桔梗が丘小学校

・肺がん、大腸がん、胃がん 乳がんマンモグラフィ、子宮が ん検診(部会は会場設営・駐車 担当)

予算額 10,000円

決算額 8,121円

予算額合計

1, 400, 000円

決算額合計

1, 108, 066円

食後はゲーム等で参加者間の 親睦も深まった。

3回で合計 73 名参加 名張市食生活改善推進協議会 の指導のもと栄養に関する知 識を学び、健康レシピを体験。

参加者 40 人/回

(延べ参加者 960人) 身近な集会所でのスクエアス テップ実施地域が7地域に広 がった。桔梗が丘全地域を目 標に、普及に努める。

まちの保健室の協力も得て、 元気な高齢者の紹介、健康推 進部の事業案内、季節ごとの 健康豆知識等の広報ができ た。

受診者数

胃がん49名大腸がん54名肺がん48名乳がん55名子宮がん45名

平成28年度事業計画

#### 実 績

#### 評価及び反省

#### 1. 桔梗が丘夏まつり

子どもから大人まで地域住 民が参加し、様々な催しを楽 しみ親睦を深める。又地域の 人々に地域住民の交流を発信 する場とする。

#### 実施日

平成28年8月20日(土) 実施内容

- ① 模擬店、
- ② 盆踊り、
- ③ パレード、
- ④ アトラクション、
- ⑤ 模擬店利用券の配布その他
- 駐車場の確保
- ・シャトルバスの運行
- ・会場警備を警備会社と消防 団に依頼。

予算額 750,000円

- 2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ
- ・新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦を図り、住民参加・住民自身でまちづくりを推進して行こうとする意識を高める。
- 対象は桔梗が丘地区住民。
- ・内容
  - ① 世界のおもちゃ体験
  - ② 科学あそび教室
  - ③ お菓子屋台村
  - ④ 豚汁、赤飯振る舞い

1. 桔梗が丘夏まつり

実施日:平成28年8月20日(土) 17時半より桔梗が丘商店街に於い て開催。参加人数 約4,500人

- イベント内容
- 模擬店は29店が出店。フリーマーケット2店も模擬店として配置した。
- ② 盆踊りは、地域の婦人会を中心 に住民総踊りの形式で、2部制で 実施した。
- ③ 桔梗丘高校吹奏楽部はパレー ドのみの演奏。桔梗が丘中学校は ステージを使わずに演奏。
- ④ アトラクションは桔'ずセミナーの太鼓とよさこいソーラン、ジャズダンス、フラダンス、伊賀琉真太鼓
- ⑤ 200円の模擬店利用券を地域の全戸に配布。

決算額 491,830円

2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ

実施日:平成29年1月8日(日)

- ・実施にあたっては、世界のおもちゃ体 験を地域福祉部会、科学あそび教室は 教育文化部会の協力を得て実施した。
- ・参加者は259人(乳幼児78人、小中学生81人、成人100人)

- 13 -

・スタッフは50人が協力。

・天候に恵まれ、比較的涼しい中で、大きな事故や怪我なく無事終えることができた。 ・模擬店の利用券は1人当たりの金額を200円にして枚数を増やしたので、全ての方が交換できた。

- ・盆踊りを2部制にし、親し みやすい曲目(妖怪体操第 1)を入れたことにより小さ い子の参加が増え、例年以上 に盛り上がった。また、後半 も盛り上がった。
- ・"ほっとまち"フェスタで とったアンケートでは、現在 の形での継続という結果で あった。
- ・次年度の開催予定日 平成29年8月19日(土)
- ・雨が降り寒い日であったが 大きな混乱もなく予定通り 終えることができた。例年と 同程度の参加者を得ること ができた。
- ・メインのイベントは、「世界のおもちゃ体験」を地域福祉部会の協力で、「科学あそび教室」は教育文化部会との協働事業として、スムーズに進行できた。
- ・振る舞いのみに参加する方 が増えているので、次年度の 振る舞いは廃止の方向で検

#### <どんど行事>

ききょうフェスタの関連行事 として位置付け、地域の伝統行 事として育てると共に、地域住 民の交流を図る。

予算額 270,000円

予算額合計

1, 020, 000円

実施日:平成29年1月15日(日)

- ① どんど→中止
- ② 振る舞い (カップ麺等) →中止
- ・当日は強風のため急遽中止の決定。
- ・1月18日(水) 鹿島宮にて正月飾り 等の炊き上げを実施した。その他の材 料は分別して廃棄及び再利用

決算額 302,861円

決算額合計

794,691円

討。

- ・新年を迎えた行事として他 地域でも行われているが、桔 梗が丘地域でもどんど保存 会として数年の歴史を数え、 地域の人々にとっても伝統 を感じる行事となっている。
- ・次年度の開催予定日
- ○ハッピーニューイヤー平成30年1月7日(日)○どんど行事

平成30年1月14(日)

		育 文 化 部 会
平成28年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 第12回桔'ずセミナー	実施: 夏休み (4回) 冬 (1回)	多くのボランティアの協
地域の子ども達が地域の大人	内容:(夏)料理・科学・囲碁・手芸・	力を得ることが出来た。
と共に、学びながら触れ合うこ	よさこいソーランの5講座開催。よさこ	延べ人数で中学生(4人)
と。	いソーランは桔梗が丘夏まつりに参加。	大人 (173人)。
	(冬)料理・科学・手芸の3講座開催。	多くの子どもが参加して
	(ほっとまちフェスタ) 万華鏡・糸電話	くれ皆熱心であった。
	(ニューイヤーフェスタ) 万華鏡・風	大人と触れ合いが十分で
	車・糸電話	きた。
	参加者:延べ1,181人	より多くのボランティア
予算額:310,000円	決算額:234,995円	の協力を願いたい。
2. 第20回青少年が語る	実施:10月23日(日)桔梗が丘市民セ	   発表者は内容もよく、は
こころの思い発表会	ンター祭に協 <b>賛</b>	元気句は打谷しよく、はつきり発表が出来た。
子どもの思いを作文発表する	参加者:約250人	音楽部の募金は多くのご
ことで理解していただき、地域	発表者:15人(地区内小・中学校各	支援をいただいた。
の大人と子どもの距離を縮め	3人)	アンケート調査には学校
る。子どもを守り育てる活動に	演奏者:桔梗が丘中・北中	側には多大な協力をいた
繋げる。	要約筆記:3人「カワン」	だいた。27%の回答が
20 周年記念事業:過去発表者全	来賓:上島 和久先生・大垣 元信様	あり、調査結果を発表す
員にアンケート調査実施	募金額: 24,000円	ることが出来た。
A COLUMN TO THE PARTY OF THE PA	冊子配布:作文を冊子にして配布	a con Harro
	アンケート調査結果:関係者に配布	
予算額:200,000円	決算額:273,325円	
, , , , ,	,	
3. 第 20 回ふるさと歴史ハイ	実施:11月12日(土)	多くの参加者があり、列
キング (20 周年記念事業)	参加者:83人(子ども1人)	が長くなったが事故もな
地域の大人と子どもとの交流	講師:門田 了三 先生	く楽しめた。
を図りながら、地域の歴史を学	内容:「秋の榛原を歩こう」	機会があるたびチラシを
びふるさとを愛する心を育て		配ったが、子どもの参加
る。		は1人だった。
予算額:60,000円	決算額:54,140円	
4. 私の1冊文庫	実施:毎週月曜日読み聞かせ事業	   絵本展には多くの方に来
	絵本展「本とあそぼう」	ていただいた。
	実施日:7月19日~24日	
	参加者:約200人	
予算額:16,000円	決算額:16,000円	
予算額合計 <u>586,000円</u>	決算額合計 <u>578,460円</u>	

10 1. I.		生活安全部会
平成28年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 普通救命講習会開催	平成28年10月23日(土)	多くの人が参加してくれるよ
(年度内 2回開催)	参加者 15人	うに、募集の方法を考えなけれ
		ばならない。
	平成29年3月12日(土)	
	参加者 7人	
	合 計 22人	開催21回
予算額 1,000円	決算額 1,056円	延べ347人受講
2. 防犯パトロールの実施	桔梗が丘防犯パトロール隊	隊員6名と少人数であるが地
青色回転灯パトロール	青色回転灯装着車2台、月4回毎回	域の安全、安心を守るため引き
	約1時間桔梗が丘地区を巡回した。	続き気を引き締めて実施する。
	現在隊員6名	隊員の増加、若返りが今後の課
		題。
予算額 40,000円	決算額 33,100円	
   3. 命の笛贈呈	   小学校入学生に贈呈	   3小学校の入学児童等に贈呈
	桔小113個 東小37個	した。(転入生、紛失生含む)
	南小30個	
	Fi	
予算額 15,000円	決算額 12,750円	
了 <del>好</del> 娘	(八)	
4. 桔梗が丘自治連合協議会	防災訓練の実施	各地域において実施している。
自主防災隊	各地区において、年1回は実施し、	実施時には、訓練用ベストを着
	住民の防災意識の高揚を図る。	用するようにお願いしている。
5. 桔梗が丘の危険箇所の解	各区長、自治会長等にお願いし、当	
消、改善の取り組みを促	部会も協調・協力して、危険個所の	
進	解消に取り組んでいる。	
6. 消火栓ホース格納箱設置	   桔梗が丘4番町、西地区6番町設置	   大規模災害が発生した時、各区
予算額 180,000円	決算額 180,653円	の自主防災隊と消防団が連携
1	N. France 1 0 0, 0 0 0 1	し、消火栓を利用して消火活動
		を行う。
		11 /0
   7. 消火栓にホースを接続し	   平成28年7月18日	  実際に訓練を受けてみて操作
た訓練を実施	三重県消防学校訓練施設	要領が分かり自信を得た。
. – 8/ 11/10 5/ 2/20	参加者 15名	
   予算額 50,000円	決算額 41,761円	AN INDESTABLE ASSUEN
1 2T 10X 0 0 0 0 1 1	V 27 H2\ 1 1 1 0 1   1	
予算額合計286,000円	   決算額合計	
7 7 WHH 200; 000 1	2 ; 0 ; 0 d 1   1	

		快適環境部会
平成28年度事業計画	実 績	評価及び反省
I 環境を守る活動		
1. 公園美化運動(みどり環境保全整備事業「桔梗が丘みどりの会」との連携) 桔梗の森公園のクリーン活動を偶数月第1月曜日に実施する。雨天の場合は翌日とする。 (4月,6月,8月,10月,12月,2月 第1月曜日 午前9時―11時)	桔梗の森公園クリーン活動 4,6,8,10,12,2月、第1月曜日 午 前9時―10時実施、6回延べ約100 名参加	桔梗の森公園クリーン活動は 定着してきたが、参加者の拡大 が課題である。
予算額 53,700円	決算額 59,062円	
2. 桔梗花いっぱい運動 近隣公園や街区公園にキキョ ウの花を植栽し、桔梗が丘の 里山花景観の復活を図る。 内容:①4月にポットに種子 を撒き、苗を育てる。発芽し 生育すると、公園に移植する。 ②2-3月に苗を購入し公園 に移植する。	(4月) ・種子を撒いて苗を生育 (7月) ・種子より育成した桔梗苗約100株 を希望者に配布 (11月) 「ほっとまちフェスタ」の事業とし て育成した桔梗の苗約120株を桔梗 の森公園に植栽 (1月) ・緑の募金交付分110株を鳴滝公園 に移植 ・希望自治会に桔梗の苗を配布(80株)し、街区公園や緑地に植栽	桔梗の森公園・鳴滝公園に多くの苗を移植した。引き続き他の近隣公園や街区公園にも広めていきたい。
予算額 49,530円	決算額 118,650円	
3. 名張クリーン大作戦 2016 名張クリーン大作戦に参加す るとともに、同作戦の趣旨に 賛同して活動する自治会を奨 励する。実施:5月15日(日)	名張市クリーン大作戦に参加 5月15日実施、約30人参加 諸経費請求:7件	継続して参加自治会の広がりを求めて行きたい。
予算額 110,000円	決算額 39,790円	

#### Ⅱ 環境を知る活動

1. 桔梗が丘付近の自然を知

ハイキング&「ほっとまちプ ロジェクト事業」との連携

- ・ 桔梗が丘南小付近(鳴滝池 公園、東山公園、南住宅地) ハイキング(7月初旬)
- ・野鳥公園の植樹と散策、農 楽園との交流(10月末)
- 2. 近隣公園などのいきもの ウォッチング
- ① ホタル観賞会(桔梗が丘 5番町、シャックリ川)

(6月11日(土))

② 初夏の生きものウォッチ ング (5月中旬~下旬)

場所:野鳥公園

③ 冬の生きものウォッチン グ (バードウォッチング)

(桔梗の森公園、西徳明池等) (平成29年1月中下旬)

予算額(1と2を合わせて) 77,000円

3. 「季節の便り」事業 年間6回ほど桔梗が丘地域内 の花だよりや季節の見どころ を、桔梗が丘市民センターや 近隣公園内に掲示する。

予算額 26,560円

予算額合計

316,790円

| ・「ほっとまちフェスタ」(11 月 13 | コラボ事業であった。予想以上 日)に参画

「桔梗が丘みどりの会」と協働で、 桔梗の森公園で植樹や桔梗の苗の 植栽をおこなった。

豚汁のふるまい 約100人参加 ・近隣公園めぐりハイキング

東山ふれあいの森 10月1日 約25人参加

- ・ホタル観賞会(5番町シャックリ ][]
- 6月11日、約100人参加
- ・初夏の生き物ウォッチング(野鳥 公園)
- 5月29日 約30人参加
- ・バードウォッチング(桔梗の森公 園、西・東徳明池)

平成 29 年 1 月 14 日、約 30 人参加 約20種の野鳥を観察

> 決算額(1と2を合わせて) 63,566円

季節の便りを NO.7 まで発行し、桔 | 読んでおられる人も多く、今後 梗が丘市民センターと、桔梗の森公 | も続けていきたい。 園東屋に掲示した。

決算額 3,412円

決算額合計 284,480円

の多くの参加者があり楽しい 住民交流を図ることが出来た。 今後もコラボ事業に参画して いきたい。

自然を楽しみ観賞する中で、身 近な自然について考える機会 になった。

身近な自然を知りたいという 思いを多くの方々がお持ちで あることがわかった。これから もこの行事シリーズを続けて 行きたい。

	I	
平成28年度事業計画	実 績	評価及び反省
1. 高齢者、障がい者等への友愛	・毎月1回、第3金曜日定例会後	<ul><li>各戸にできるだけ声をか</li></ul>
訪問活動	「陽だまり」を持って訪問。	け安否を確認している。
	・1回当たり約 900 枚で、回覧を	・活動に理解を深めるため、
	含め年間約 13,000 枚を印刷。	年3回各地域で回覧して
予算額 30,000円	決算額 20,100円	もらった
2. 年末友愛訪問	プレゼント (チョコレート) を持	<ul><li>年に一度のプレゼントを</li></ul>
	って訪問。	心待ちにしている人が多
	(・75歳以上の一人暮らし世帯。	<i>٧</i> ٠,
	・75歳以上の高齢者のみ世帯。	
	・重度の寝たきりや認知症の方等	
	特に見守りの必要な世帯。	
	(630世帯)	
予算額 240,000円	決算額 204,120円	
3. 高齢者のつどい	<ul><li>・平成28年5月29日(日)、</li></ul>	・元気な高齢参加者が増え、
	地域の80歳以上の方のつどい。	年1回の出会いを楽しみ
	参加者	にしておられる。
	高齢者 164人	
	自治会長・区長 22人	
	民生委員児童委員 28人	
	<ul><li>・参加者会費</li><li>500円</li></ul>	
予算額 220,000円	決算額 220,000円	
4. いきいきサロン	・地域内の13箇所で実施。	・近隣の絆づくりに役立っ
		ている。
予算額 540,000円	決算額 540,000円	・各地域で多くの方の協力
		を得て、充実した活動に
		なっている。
5. 障がい者グループホーム交流	・11月6日(日)、地区内の6	<ul><li>各グループホーム共楽し</li></ul>
会	箇所の障がい者グループホームと	みに待ってくれている。
	の交流会。	
	参加者	・参加者同士お互いに交流
	グループホーム入居者 22人	を深めることができた。
	ワーカー 9人	
	来賓 7人	
	民児協 29人	
	合計 67人	

	予算額	60,000円	決算額	56,590円	
6.	赤ちゃん、 し ひろば	ちびっ子「なかよ」	児とその母親	第3火曜日に未就園 記が参加した。 毎回約90人	・母親の育児相談、友達づ くりの場になっている。
	予算額	50,000円	決算額	84,000円	・マットが古くなって汚れ てきている。参加者が増 えていることもあり、マ ットを購入した。
7.	地域高齢者の協働事業			「友〜友」の2グル 事業との協働事業とし	・声かけや、見守り活動を
	予算額	100,000円		100,000円	
	予算額合計 1,2	十 40,000円	   決算額合   1,	計 224,810円	

#### 別紙2-1 平成28年度協議会会計決算書

#### 平成28年度協議会会計決算書

(自平成28年4月1日~至平成29年3月31日)

(単位:円:)

収入の部 予算額 決算額 会費 5,600 地区会費 1 会費 1,000,000 1,005,600 2 交付金 1名張市交付金基本額 4,926,000 4,926,000 0 ゆめづくり交付金 2 "(加算額) 5,104,400 5,104,400 0 コミュニティ活動費 3 〃(特別交付金) 300,000 300,000 0 地域調整額 4,700,000 4 "(人件費) 4,700,000 598,800 △ 1,200 社会福祉協議会 5市社協交付金 600,000 15,630,400 15,629,200 △ 1,200 3 補助金 市社協補助金 200,000 225,000 25,000 いきいきサロン補助金 4 雑収入 1雑収入 60,000 313,298 253,298 定期健診予防業務委託料 等 2車両使用料 25,000 49,794 24,794 軽トラック使用料 5 負担金 4,780,000 4,700,000 △ 80,000 市民センター会計より 合 計 21,695,400 21,922,892 227,492 6 繰越金 2,376,906 2,376,906 計 227,492 総 合 24,072,306 24,299,798

支出の部 (単位:円:)

項	目	予算額	決算額	比 較	備 考
1 人件費	1 給与・手当	8,780,000	8,555,218	△ 224,782	職員給与
	2 報酬	720,000	720,000	0	センター長報酬
	3 社会保険料	115,000	63,265	△ 51,735	社会保険料
	小 計	9,615,000	9,338,483	△ 276,517	
2 総務費	1 イ.事業費	158,100	96,552	△ 61,548	講師謝礼·資料代
	口. 繰出費(敬老行事)				
	2 費用弁償費	300,000	430,400	130,400	
	3 会議費	300,000	296,310	△ 3,690	総会資料印刷費
	4 研修費	200,000	22,500	△ 177,500	各種研修費
	5 防犯防災費	200,000	200,000	0	桔梗が丘消防班補助
	6 備品購入費	300,000	219,676	△ 80,324	
	7 事務費	500,000	560,932	60,932	コピー・印刷代、事務経費
	8 車両費	250,000	139,096	△ 110,904	車検、自動車保険、ガソリン代
	9 ビジョン新規事業費	600,000	549,958	△ 50,042	
	10 雑費	50,000	32,816	△ 17,184	
	小 計	2,858,100	2,548,240	△ 309,860	
3 企画運営費	事業費	150,000	151,122	1,122	各プロジェクト事業支援 地域フェスタ開催
4 広報費	事業費	439,300	439,711		桔梗通信発行、ホームページ管理
5 健康推進費	1 事業費	700,000	576,066	△ 123,934	健康講座 健康まつり ニュースポーツ世代間交流大会
	2 繰出費	700,000	532,000	△ 168,000	敬老の日の行事
	小 計	1,400,000	1,108,066	△ 291,934	
6 住民交流費	1 事業費	270,000	302,861	32,861	ハッピーニューイヤーフェスタ
	2 繰出費	750,000	491,830	△ 258,170	夏まつり
	小 計	1,020,000	794,691	△ 225,309	
7 教育文化費	事業費	586,000	578,460	△ 7,540	桔'ずセミナー、ふるさと歴史ハイキング、こころの 思い発表会
8 生活安全費	事業費	286,000	270,394	△ 15,606	防犯パトロール 消火栓ホース格納箱設置
9 快適環境費	事業費	316,790	284,480	△ 32,310	公園美化活動 花いっぱい運動
10地域福祉費	事業費	1,240,000	1,224,810	△ 15,190	いきいきサロン、高齢者のつどい
11積立金	車両買換	125,000	250,000	125,000	軽トラック使用料
12予備費		931,716	462,148	△ 469,568	
13コミュニティ活動費	t	5,104,400	5,104,400	0	
合	<del></del>	24,072,306	22,555,005	△ 1,517,301	
繰 越 金		0	1,744,793	1,744,793	
総	合 計	24,072,306	24,299,798	227,492	

予算に対する実績オーバー分については予備費を流用した。(会計処理規程第20条3項に基づく)

# 別紙2-2 平成28年度末の積立金残高及び基金残高報告書

平成29年3月31日現在

#### 1. 財産目録

(単位:円)

	資 産 の 部	負債及	び正味資産の部
現金	65, 899	未払金(*)	18,500
預 金	1, 697, 394	正味資産	1, 744, 793
合 計	1, 763, 293	合 計	1, 763, 293

<sup>\*</sup> 研修費 18,500

#### 2. 平成28年度末の積立金残高 (=普通預金及び定期預金残高)

(単位:円)

		財政調整積立金	自然災害積立金	車両買換積立金	有事の助け合い基金
		(普通預金)	(普通預金)	(普通預金)	(定期預金)
繰 越	金	1, 500, 965	1, 500, 965	662, 748	417,642
増加	積立	_	_	250,000	_
	利息	2 0	2 0	8	8 9
	計	2 0	2 0	250,008	8 9
減少		_	_	_	_
残 高		1, 500, 985	1, 500, 985	912, 756	417, 731

# 議案第2号 平成28年度"ほっとまち"プロジェクト事業報告及び特別会計決算の承 認に関する件

平成28年度の"ほっとまち"プロジェクト事業報告及び特別会計決算の報告を次のとおり行います。

- 1. ほっとまち茶房ききょう事業
- 2. 子どもたちと地域の絆づくり事業
- 3. みどり環境整備保全事業
- 4. ききょう農楽園事業
- 5. 桔梗が丘お助けセンター事業

#### 1. ほっとまち茶房ききょう事業

平成28年度は、オープン4年目を迎え固定利用者も多く安定した収入が確保でき、ふれあい交流の 場として定着してきました。歌声喫茶は演奏団体の協力を得て、毎月1回開催しました。またサークル 団体の作品展示は毎月1回交換し、見学者も多数あり好評を頂いております。

さらに桔梗が丘"ほっとまち"フェスタへの参加、袋詰お菓子の試行的販売なども行いました。

平成28年度開業日数 235日

売上総額

878,100円

1日平均利用者

37.4名

1 日平均売上額

3,740円

・平成28年度ほっとまち茶房ききょう特別会計決算書

(収入の部) (単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
利用料収入	900,000	878, 100	コーヒー等8,781杯
市社協補助金	50,000	51,000	補助金、共同募金還付金
繰越金	27, 177	27, 177	平成27年度繰越金
雑収入	1 2 3	7,002	預金利子2円
			両替金返却7,000円
合 計	977, 300	963, 279	

(支出の部) (単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
運営経費	887, 300	784, 437	材料費、実費弁償、消耗品費等
光熱水費負担金	40,000	40,000	市民センター一部負担分
積立金	50,000	100,000	茶房備品購入積立
繰越金	_	38,842	29年度繰越金
合 計	977, 300	963, 279	

#### 「積立金決算書」

27年度末残高	28年度収入	預金利息	28年度支出	28年度末残高
288, 738	100,000	3	13, 318	375, 423

#### 2. 子どもたちと地域の絆づくり事業

花づくりを通じて子どもたちと地域の絆を深める「通学路花いっぱい運動」は4年を経過し、地域の皆さんによる子どもたちの安全見守りも益々定着してきた。それは、各所に配置され、よく管理されたプランターが物語っている。

花の苗作り、特に秋の苗の育成には依然苦労しているが、3校間での苗の融通や、うまくいったところからのノウハウ提供によって、少しずつではあるがレベルアップが出来た。またキキョウの苗については、「ほっとまちフェスタ」会場で行われた桔梗の森公園への植付けや「通学路花いっぱい運動」での配付に協力することが出来た。

自治連合協議会の各部会との連携については、ほっとまちフェスタの中で、教育文化部会と「子どもの遊び広場」を協働で運営し、お互いが持つ運営ノウハウの共有に繋げることが出来た。しかしながら、快適環境部会や住民交流部会、健康推進部会とは、チラシ配布の協力程度に留まり、協働の進展を今後の課題としたい。

#### ≪活動組織≫

- ・桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会
- ・桔小絆キッズ(桔梗が丘小学校)
- ・桔梗が丘南小子どもたちと地域の絆づくり事業運営委員会(桔梗が丘南小学校)
- ・あそびっくす in 東小実行委員会(桔梗が丘東小学校)

予算については、「名張市放課後子ども教室事業」の助成金172,000円及び自治連合協議会負担金30,000円を事業経費に充てた。

・子どもたちと地域の絆づくり事業特別会計決算書

(収入の部) (単位:円)

区 分	予算額	決算額	摘  要
事業委託費	172,000	172,000	名張市放課後子ども教室事業
負担金	30,000	29,850	桔梗が丘自治連合協議会
合 計	202,000	201,850	

(支出の部) (単位:円)

区 分	予算額	決算額	摘要
報償費	72,000	72,000	サポーター費用弁償等
需用費等	130,000	129,850	花の種、培養土、印刷代等
合 計	202,000	201,850	

#### 3. みどり環境整備保全事業(桔梗が丘みどりの会事業)

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園(10号公園)、鳴滝公園(11号公園)、野鳥公園(西5号公園)をはじめとして多くの自然緑地が残されており、桔梗が丘のまちづくりにかけがえのないものとなっている。しかし面積も広く名張市の管理だけでは充分いきとどいていないのが現状である。そこで、こういった環境を整備保全する目的で、桔梗が丘自治連合協議会プロジェクト事業組織として、"桔梗が丘みどりの会"を組織している。桔梗が丘みどりの会では、平成28年度においても下記のとお

#### り取り組んだ。

(1) 桔梗が丘地内の近隣公園及び緑地の整備保全の実施

桔梗の森公園(10号公園)、鳴滝公園(11号公園)、野鳥公園(西5号公園)において、枯木の 伐倒処理、園路整備、希少植物の保護等整備保全活動を定例的に毎月実施した。また、定例作業の他、 必要に応じて適時作業を行うと共に他のボランティア団体とも連携して、みどり環境の整備保全活動 に努めた。

これらを進めるため名張市ゆめづくり協働事業交付金を受け装備等の充実を図った。さらに、名張市みえ森と緑の県民税市町交付金活用事業の交付金を受け、桔梗の森公園(10号公園)をはじめとした緑地へ植樹を行い、自然環境の保全に務めた。

(2) 桔梗の森公園(10号公園)名張市との受委託契約に基づく除草・清掃作業の実施 桔梗の森公園(10号公園)において名張市との受委託契約に基づき、年間2回の除草作業及び年間6回の清掃作業を実施し、桔梗の森公園(10号公園)の管理に努めた。

#### (3) 桔梗が丘"ほっとまち"フェスタへの参画

11月13日開催された桔梗が丘"ほっとまち"フェスタに積極的に参画し、快適環境部会と連携して植樹・植栽等の活動を行い、地域住民が広く自然環境にふれあう機会を創り出す活動を実施した。平成28年度特別会計決算書みどり環境整備保全事業(桔梗が丘みどりの会事業)

(収入) (単位:円)

			1
区 分	予算額	決算額	摘要
ゆめづくり協働事業交付	200,000	200,000	名張市
金			
みえ森と緑の県民税事業	200,000	213,000	名張市
交付金			
委託料	492,000	492, 480	名張市桔梗の森公園(1
			0号公園)委託料
ゆめづくり協働事業負担	30,000	30,000	桔梗が丘自治連合協議会
金			
寄付金	_	20,000	個人の方より
雑収入	1, 113	28,084	利息・返還金等
繰越金	73,887	73,887	前年度より繰越
合 計	997, 000	1, 057, 451	

(支出) (単位:円)

区分	予算額	決算額	摘要
需用費	612,000	511, 547	〈事業対応内訳〉
			ゆめづくり協働事業
			45,784
			みえ森と緑の県民税事業
			201, 953
			一般分
			263,810

備品購入費	220,000	208, 581	〈事業対応内訳〉
			ゆめづくり協働事業
			189, 117
			みえ森と緑の県民税事業
			19,464
保険料	15,000	9, 300	ボランティアスタッフ保険料
報償費	100,000	103, 400	講師・スタッフ実費弁償
積立金	50,000	100,000	機械施設修繕整備積立金
繰越金		124,623	29年度へ繰越
合 計	997, 000	1, 057, 451	

「機械施設修繕整備積立金決算書」

平成27年度決算額 200,000円

平成28年度取崩額 0円

平成28年度一般会計より積立金額 100,000円

平成28年度決算額 300,000円

#### 4. ききょう農楽園事業

ききょう農楽園は、桔梗が丘地域の住民が土とのふれあいを通して心豊かな生活の醸成と仲間づく りの場となることを目指すとともに、地域に安全な農作物の提供を試みることを目的として、発足し ました。

開墾当時は、協議会の支援を得ましたが、新しい仲間も増え、メンバーだけでの耕作が出来るようになりました。又、今年度よりメンバーの会費制による運営を開始しました。

名張市とのゆめづくり協働事業として、小型耕運機購入、ビニールハウスを設置しました。 農作業としての、必要設備、備品が充実し、ジャガイモ、玉ネギ、里芋、さつまいも、大根、人参の 根菜類を中心に作付しました。しかし、土壌の耕起、肥料、水不足等で、充分な成果が得られません でした。均一な肥沃な土地にするには、まだまだ多くの課題を残しています。

27年の夏祭りの試行から、地域への農作物の提供も、収穫時期に市民センター、西のふれあい祭り、ほっとまちフェスタで行うことが出来、種々収穫物のご批評をいただきました。

さらに、ビニールハウスによる、レタス、ブロッコリー、白菜、キャベツ等葉菜類も挑戦しました。 又、名張市主催講座「農作物を使った加工品づくり」へ有志で、7月から合計9回受講し、安全な 野菜を素材とした様々な加工品開発できるよう知識習得と実習も行いました。

ききょう農楽園は、まず安定した良い青果物を作ることが最重要事項です。さらに、それらを使って、加工品づくりへの挑戦等、まだまだ、これからが楽しみな「ききょう農楽園」です。

「ききょう農楽園事業特別会計決算書」

(収入の部) (単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	概  要
ゆめづくり協働事業交付金	200,000	200,000	名張市
自治連合協議会負担金	20,000	20,000	桔梗が丘
会 費	70,000	104,000	年会費、個人用地使用料

販売売上	30,000	87,210	夏祭り、地域フェア等
その他	_	4,582	前期繰越金
合 計	320,000	415,792	

(支出の部) (単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	概要
耕運機、種苗用ハウス製作	220,000	240,750	
消耗品費	70,000	79,431	種苗、肥料、関連消耗品等
その他消耗品	30,000	73,740	コンテナ、販売資材等
繰越		21,871	次期繰越
合 計	320,000	415,792	

#### 5. 桔梗が丘お助けセンター事業

先行実施した家事支援サービスに続き、10月から外出支援サービスを開始し、次年度開始予定の 配食サービス実施に向け、調理室改修、管理事務所の移設に備え準備作業を行った。

- 1. センター全般
  - ・配食サービスの開始に伴い、管理事務所を南市民センターから市民センター資料室に移設し、 センターの事務所は配食サービス業務の管理事務所とした。
  - ・運営管理システムの効率化を図り、市民センター事務所、南市民センター事務所、システム構築・保守請負の原田テクノサポート社を結ぶネットワークシステムを構築し、支援者、利用者の動向、利用状況、支援作業に係る情報提供、会計処理等を運営管理する体制を整えた。
- 2. 家事支援サービス
  - ・年間依頼件数 74件 作業実施 64件庭管理 48件、大工仕事 11件、電気まわり関連 7件、他
- 3. 外出支援サービス
  - ・公用車 (タント ワンボックス軽自動車) 購入
  - ・7月~8月ドアツードア方式で試験運用
  - 1 0 月~本格運用開始
  - ・登録者 63名、延利用回数 300回、行き先病医院 8割強
- 4. 配食サービス
  - ・南市民センター調理室の改修を市に要請し、9~12月改修工事、
  - ・2~3月 5回の試運転実施
  - ・4月の運用開始に備え体制整備
  - 28年度 お助けセンター特別会計決算書

(収入の部) (単位:円)

区 分	予算額	決算額	摘要	
交付金	600,000 1,200,000		ゆめづくり協働事業補助金	
╱11並	000, 000	1, 200, 000	→加速化交付金事業	
負担金	100,000	100,000		

利用料	300,000	338,000	家事支援 164,900 外出支援 173,100 (含登録料 63,000)
支援活動補助金	1,500,000	1,500,000	地域移動支援活動補助金(公用車購入)
	1,000,000	1,000,000	日常生活支援、外出支援活動補助金
前期繰越金	28, 592	28, 592	
雑収入	1, 408	15, 903	
合 計	3, 530, 000	4, 182, 495	加速化交付金により修正予算額 4,130,000

(支出の部) (単位:円)

区分	予算額	決算額	摘要
センター運営費	730,000	783, 479	システム構築 302,400、 外出支援 90,086
公用車購入費	1,500,000	1, 498, 200	
備品購入費	800,000	847, 920	事務所移転 595,920、 システム 222,480
調査費	300,000	280, 145	配食試作費 144,593
保険料	200,000	119, 110	公用車保険 59,410、 ボランティア保険 59,700
管理システム設 計	0	609, 120	
積立金	0	40,000	備品等積立金 累計 90,000
繰越金	0	4, 521	_
合 計	3, 530, 000	4, 182, 495	

#### 別紙3 平成28年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書

平成28年度協議会会計決算監査及び業務監査結果について(報告)

#### 1. 監查実施日

平成29年4月14日(金)会計監査及び業務監査 午後1時~4時

4月17日(月) 同上 午後1時~3時

4月19日(水) 同上 午前10時~11時

(於) 桔梗が丘市民センター

#### 2. 監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約第92条及び93条に基づき、平成28年度の定期監査を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

#### (1) 協議会会計決算監査

桔梗が丘自治連合協議会会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

### (2) プロジェクト事業に係る特別会計決算監査

桔梗が丘自治連合協議会プロジェクト事業に係る特別会計決算について、会計 帳簿等関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

#### (3)協議会業務監査

桔梗が丘自治連合協議会の活動については、各委員会及び各部会並びに各プロジェクト組織において数多くの事業を実践し、まちづくりに取り組まれていることを高く評価します。また、これらの活動に関わる皆様方におかれては、ボランティアとして日々活動されていることに敬意を表するものであります。ただ、プロジェクト事業において活動が活発なるにつれ、それに伴う会計処理をはじめとした事務処理が煩雑になり内容が分かりにくくなっております。特に、お助けセンター事業については、家事支援サービス・外出支援サービス・配食サービスとそれぞれ事業単位ごとの会計処理・事務処理が求められており、大変複雑になってきております。今後、これらの会計処理・事務処理について誰が見ても明朗で分かりやすい対応を求めるものであります。

平成29年4月19日

監事 福森 讓

監事 植野 正信

# 議案第3号 平成28年度市民センター事業報告及び市民センター会計決算の承認に関 する件

平成28年度の市民センター事業報告及び市民センター会計決算報告を別紙のとおり行います。

なお、平成28年4月19日に監事より市民センター会計決算の監査を受け、適正に執行したこと の承認を得ています。

別紙4 平成28年度市民センター事業報告書

別紙5-1 平成28年度市民センター会計決算書

別紙5-2 平成28年度末の財産目録及び積立金残高報告書

別紙6 平成28年度市民センター会計決算監査及び業務監査報告書

#### 別紙4 平成28年度市民センター事業報告書

#### 学級・教室

#### (開設数は年間・参加者数は延べ人数)

学級・教室の名称	開設数	参加者数	主たる学習目標・内容
サイエンスメイト "スカラベ"	5回	150名	親子で触れ合いながら、科学工作や遊び等を通して、仲間 づくりをする。
"農"を楽しむ	26回	311名	土地を改良して、よりよい野菜の栽培等、農業を通じて仲間作りをする。
しめ縄づくり	1回	23名	お正月用のしめ縄づくりを学び、自分の手でつくる。
パソコン教室	12回	116名	中級者を対象に、自分で撮った写真を入れたオリジナルカ レンダーづくりやワードで表作成をする。
シニアクラス✿	7 回	280名	地域の高齢者の交流の場として、様々なジャンルの学習を 提供する。
料理教室	2回	16名	季節の料理をつくりながら、交流を図って貰う。
読書会(桔梗ブッ ク倶楽部)	12回	3 8名	課題図書を決め、感想を話し合うことで、視野を広げると 共に新たな出会いづくりをする。
漢字学入門	12回	300名	漢字の成り立ち等、知らない漢字の神秘を学びながら、地域住民との交流を図る。
「野村セミナー」 知って得する金融	4 回	8 0 名	教養としての「お金」を学び、特に年金や相続などのマネ ープランを分り易く学習する。
「世界史講座」 学び直し世界史	12回	216名	世界史を学びながら、現在おきている事象について考え る。

#### 講 座

#### (参加者数は延べ人数)

h11 /—-			(
講座の名称	開催数	参加者数	主たる内容
桔梗が丘 公開連続講座 (世界史から学ぶ 現代・未来)	5 回	400名	講師 大阪大学 桃木至朗教授 いま世界史を学ぶ意味 講師 関西大学 小田淑子教授 イスラームという宗教 講師 坂の上の雲ミュージアム 松原 正毅館長 民族学からみた世界史 講師 大阪大学 秋田 茂教授 グローバル経済史から みた新しい世界史 講師 関西大学 小田淑子教授 続 イスラームという 宗教

#### 行 事

#### (参加者数は延べ人数)

行事の名称	開催数	参加者数	主 た る 内 容
ロビーコンサート	5回	250名 色々なジャンルの方のコンサートを開催。 ハーモニカ・コーラス・フラダンス他。	
プチコンサート	1回	300名	市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。
映画鑑賞会	4回	300名	大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会。
第32回市民センター祭	10/22 10/23	3,000名	作品展示、舞台発表、こころの思い発表会及び演奏会 ワークショップ、バザー、喫茶・軽食

#### 別紙5-1 平成28年度市民センター会計決算書

#### 平成28年度市民センター会計決算書

(自平成28年 4月 1日~至平成29年3月31日)

収入の部 (単位:円)

項	目	予算額	決算額	比 較	備 考
1 指定管理料		11,047,320	11,047,320	0	
2 使用料	1 市民センター使用料	3,200,000	3,427,225	227,225	
	2コピー使用料	900,000	967,471	67,471	
	小 計	4,100,000	4,394,696	294,696	
3 その他収入	雑収入	75,000	99,351	24,351	自販機電気代、ゴミ袋販売手数料等
小	計	15,222,320	15,541,367	319,047	
4 繰越金	前期繰越金	1,492,198	1,492,198	0	
合	計	16,714,518	17,033,565	319,047	

支出の部 (単位:円)

項	目	予算額	決算額	比 較	備考
1 管理費	1 消耗品費	550,000	546,980	△ 3,020	事務用消耗品、雑品 等
	2 光熱水費	3,500,000	2,926,670	△ 573,330	
	3 修繕料	500,000	406,412	△ 93,588	
	4 電話料	80,000	76,032	△ 3,968	
	5 委託手数料	2,400,000	2,060,064	△ 339,936	エレベーター点検等保守、夜間・清掃業務
	6 備品購入費	500,000	348,666	△ 151,334	机・いす 等
	7 使用料及び賃借料	950,000	952,493	2,493	コピー機・印刷機
	8 車両費	150,000	171,700	21,700	ガソリン・自動車保険
	小 計	8,630,000	7,489,017	△ 1,140,983	
2 運営費	1 報償費	350,000	295,000	△ 55,000	主催講座・教室の講師料
	2 旅費	10,000	5,840	△ 4,160	
	3 印刷製本費	100,000	74,760	△ 25,240	市民センター情報誌用インク及び用紙
	4 郵便料	60,000	51,552	△ 8,448	
	5 事業費	520,000	485,276	△ 34,724	主催講座・教室、公民館展
	6 雑費	20,000	36,954	16,954	自動車税
	小 計	1,060,000	949,382	△ 110,618	
3 負担金	人件費負担金	4,700,000	4,700,000	0	市民センター人件費負担金
4 積立金	車両購入	300,000	500,000	200,000	
	周年事業	300,000	300,000	0	
	小 計	600,000	800,000	200,000	
5 消 費 税		677,000	690,000	13,000	
6 予 備 費		1,047,518	0	△ 1,047,518	
小 計		16,714,518	14,628,399	△ 2,086,119	
次期繰越	金	0	2,405,166	2,405,166	
合	計	16,714,518	17,033,565	319,047	

予算に対する実績オーバー分については、予備費を流用した。(会計処理規程第20条3項に基づく)

# 別紙5-2 平成28年度末の財産目録及び積立金残高報告書

(平成29年3月31日現在)

#### 1. 財産目録

(単位:円)

	Ž.	章 産 の 部	負債及	なび正味資産の部
現	金	173,773	未払金(*)	3 4 7, 7 0 0
預	金	2, 579, 093	正味資産	2, 405, 166
	合 計	2, 752, 866	合 計	2, 752, 866

<sup>\*</sup> 消費税 347,700

# 2. 平成28年度末の積立金残高 (=普通預金残高)

(単位:円)

		周年事業積立金	設備・備品購入積立金	車両購入積立金
		(普通預金)	(普通預金)	(普通預金)
繰越	金	674, 518	800, 378	500, 099
増加	積立	300,000	_	500,000
	利息	7	1 0	5
	計	300, 007	1 0	500, 005
減少		_	_	_
残 高		974, 525	800, 388	1, 000, 104

#### 別紙6 平成28年度市民センター会計決算監査及び業務監査報告書

平成28年度市民センター会計決算監査及び業務監査結果について(報告)

#### 3. 監査実施日

平成29年4月14日(金)会計監査及び業務監査 午後1時~4時

4月17日(月)

同上

午後1時~3時

4月19日(水)

同上

午前10時~11時

(於) 桔梗が丘市民センター

#### 4. 監査の結果

桔梗が丘自治連合協議会規約第92条及び93条に基づき、平成28年度の定期監査を行ったので、その結果を下記のとおり報告します。

#### (1) 市民センター会計決算監査

桔梗が丘市民センター会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査 した結果、適正に処理されていることを認めます。

#### (2) 市民センター業務監査

桔梗が丘市民センターについては、利用者が非常に多く、数多くの催し物にも利用されております。特に休日の利用も多く、職員のシフト、駐車場対応等大変苦労されておられることに理解を示すものであります。しかし、市民センター運営審議会が28年度一度も開かれていないことは、若干問題があると考えます。市民センター管理運営規程 第12条において「市民センター運営審議会は、・・・市民センターの運営方針等その基本的事項及び協議会との連携活動について審議し、協議会とセンター長及び職員が、認識を共有することを目的とする。」とあるように、市民センター運営の根幹をなす基本方針等審議決定機関であります。今後、適切な対応を求めるものであります。

平成29年4月19日

監事 福森 讓

監事 植野 正信

# 議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定の承認に関する件

組織変更に関する桔梗が丘自治連合協議会規約の改定					
現行規約	改定規約案				
(会員)	(会員)				
第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住す	第7条 (同文)				
る住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業活					
動する事業所で構成する。					
2 前項で規定する団体は、次に揚げるものとす	2 前項で規定する団体は、次に揚げるものとす				
る。	る。				
(1) (桔梗が丘地区自治会又は区	(1) 桔梗が丘地区自治会又は区				
(2) 桔梗が丘地区婦人会	(2) 桔梗が丘地区婦人会				
(3) 桔梗が丘地区高齢者の会	(3) 桔梗が丘地区高齢者の会				
(4) 桔梗が丘地区こども会育成会	(4) 桔梗が丘地区こども会育成会				
(5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者	(5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者				
会	会				
(6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、	(6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、				
並びにPTA	並びにPTA				
(7) 桔梗が丘地区民生委員、児童委員協議会	(7) 桔梗が丘地区民生・児童委員協議会				
(8) 桔梗が丘商店街	(8) 桔梗が丘商店街				
	(9) 名張市消防団蔵持分団川北部桔梗が丘班				
(理事)	(理事)				
第 27 条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総	第 27 条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総				
会の承認を得て就任する。	会の承認を得て就任する。				
(1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出	(1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出				
の幹事	の幹事				
(2)総務委員会委員長	(2)総務委員会委員長				
(3) 企画運営委員会委員長	(3) 企画運営委員会委員長				
(4) 広報委員会委員長	(4) 広報委員会委員長				
(5) 事業部会部会長	(5) 事業部会部会長				
(6) 桔梗が丘市民センター長	(6) 桔梗が丘市民センター長				
(7) 事務局長、事務局次長。	(7)会計統括責任者				
(事務局)	(事務局)				
第 76 条 協議会の円滑な運営を行うため事務局	第76条 (同文)				
を置く。					
2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。	2 事務局にチーフと会計統括責任者を置く。				
3 事務局職員の定数は10名以内とする	3 (同文)				
(職務)	(職務)				
第77条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げ	第77条 (同文)				
る事項とする。					

- (1)協議会の運営に関する事項
- (2) 市民センターの管理運営に関する事項
- (3) 協議会の事業及び市民センター活動を 円滑に遂行するための業務に関する事 項
- (4)総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項
- (5) 名張市との連絡調整に関する事項
- (6) 構成団体との連絡調整に関する事項
- (7) その他、会長及び市民センター長が必要と認める事項
- 2 事務局長及び事務局次長は、会長及び市民センター長の職務命令により、業務を遂行する。
- 3 事務局職員は、事務局長及び事務局次長の職 務命令により、業務を遂行する。

## 附則

この規約は、平成22年5月8日から施行し、 平成22年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成26年5月17日から施行 し、平成26年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成28年5月21日から施行 し、平成28年4月1日から適用する。

- 2 チーフ及び会計統括責任者は、会長及び市 民センター長の職務命令により、業務を遂行 する。
- 3 事務局職員は、チーフ及び会計統括責任者の 職務命令により、業務を遂行する。

## 附則

この規約は、平成22年5月8日から施行し、 平成22年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成26年5月17日から施行 し、平成26年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成28年5月21日から施行 し、平成28年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成29年5月20日から施行 し、平成29年4月1日から適用する。

議案第5号 桔梗が丘自治連合協議会理事交替の承認に関する件

	氏 名	役職	
	山本雅信	自治連合会副代表幹事	
就任する理事		第3ブロック幹事	
	中森俊輔	第4ブロック幹事	
	吉 村 末 好	健康推進部会長	
退任する理事	上田博	自治連合会副代表幹事	
	7 H M	第3ブロック幹事	
	吉 村 末 好	第4ブロック幹事	
	西宮剛志	健康推進部会長	
	廣岡登喜子	事務局長	

新たに就任する理事の任期は協議会規約第30条の規定により、平成29年度定時総会の終結時迄 となります。

## 議案第6号 平成29年度事業計画(案)及び協議会会計予算(案)の承認に関する件

平成29年度事業計画(案)及び協議会会計予算(案)を別紙のとおり定めます。

桔梗が丘自治連合協議会は、各委員会及び事業部会が計画した活動に加えて、"ほっとまち" プロジェクト事業として、1. ほっとまち茶房ききょう事業・2. 子どもたちと地域の絆づくり事業・

3. みどり環境整備保全事業・4. ききょう農楽園事業・5. 桔梗が丘お助けセンター事業を行っており、「人の心が織りなす幸せ社会"ほっとまち"桔梗が丘」の実現を目指して、地域住民の皆さんの一人でも多くの方の参画を得て、まちづくりの活動強化に努めます。

別紙7 平成29年度委員会・部会事業計画書(案)

別紙8 平成29年度協議会会計予算書(案)

# 総務委員会

— h	_ #
平成29年度事業計画の内容	予算額の明細
1. 総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目	予算の計上無し
指す。	
2. 規約、規則、規定等の制定又は改正により、協議会運	予算の計上無し
営の充実化と円滑化を図り、今後の協議会のあるべき	
方向性や問題点を検討する。	
3.協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。	予算の計上無し
4. 指定管理者として、協議会事業と市民センター事業と	予算の計上無し
の協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。	
5. 協議会事業の成果を高めるための後方支援として、次	
の事業を実施する。	
(ア) 協議会活動充実のための講演会	予算額 108,100円
年1回実施	(内訳)
	講師謝礼 50,000円
	資料代(コピー代)
	50 円×50 人 2,500 円
	開催案内 10 円×560 部 5,600 円
	交通費等 50,000円
(イ) 他地域との交流を深め協議会活動充実のための研	全体予算の「研修費」で支出予定
修	(100,000円)
	(内訳)
	交通費 (70,000円)
	昼食代 (20,000円)
	雑費 (10,000円)
(ウ) 市民センター祭の共催	予算額 50,000円
	総務委員会事業費予算額
	158,100円
6. 敬老の日の行事	予算額(繰出金)700,000円
(目的) 永年、社会の発展に貢献された区切りを迎えられ	長寿記念品
る高齢者のご苦労と長寿を祝い、高齢者自ら生活向上意欲	350 人×2,000 円=700,000 円
を高めると共に地域のみんなが高齢者福祉と地域福祉に	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
資することを目的とする。	
(内容) 70歳と88歳の方に長寿記念品を贈呈	
実施日 平成29年9月18日	
700E1. 1790E 0 1 077 E 0 F	

7. 協議会全体の関係予算		
1)費用弁償費	予算額	450,000円
2)会議費	予算額	300,000円
3) 研修費 (協議会の委員会・部会での実施分)	予算額	200,000円
4) 防犯防災費(名張市消防団蔵持分団桔梗が丘班)	予算額	200,000円
5) 備品購入費	予算額	300,000円
6)事務費(コピー、事務経費)	予算額	500,000円
7) 車両費	予算額	200,000円
8) ビジョン新規事業用費用	予算額	500,000円
9) 雑費	予算額	50,000円
	協議会全体の	の関係予算額
		2,700,000円
桔梗が丘"ほっとまち"構想と協調して事業を進める。	予算額合計	3, 558, 100円

平成29年度の事業計画の内容	
十成43十段の事未可画の内谷	1´昇領い別邢
1. 地域ビジョン推進及び、支援	
(1) プロジェクト事業支援推進	
・ほっとまち茶房ききょう事業	
・子どもたちと地域の絆づくり事業	
・みどりの会事業	
・お助けセンター事業	
家事支援、外出支援	
配食支援の稼働開始	
お助けセンター受付業務統合、	
・ききょう農楽園事業	
農産物を使った加工品の試作開発推進	
各事業の PR、コミュニケーション、調整。	
事業助成。	
(2)各プロジェクトの事務機能の効率化推進	
2. 桔梗が丘"ほっとまち"フェスタの開催	
・協議会、部会、プロジェクト事業、自治連合合同	
で、桔梗が丘自治連合協議会活動の住民アピール。	
親子も自由参加のフェアを開催する。	
活動展示、イベント、バザー等。	
<ul><li>・日時:11月19日(日曜日)</li></ul>	
・会場は、市民センター全館	
・それぞれ、ブースを設けて、活動内容を披露し、	
人材、メンバー募集も兼ねる。	
・ポスター 全地区に掲示、各戸配布	
・各事業パンフ、配布資料作成等	
3 協議会の各部会事業とプロジェクト事業及び市民センタ	
ー主催講座等のコラボ活動等支援、及び類似事業の見直	
し提案。	
桔梗が丘"ほっとまち"構想と協調して事業を進める。	予算額合計 <u>200,000円</u>

平成29年度事業計画の内容

予算額の明細

#### 1. 広報活動の役割

ききょう通信は桔梗が丘自治連合協議会の機関誌で あるの初心に戻り、協議会の活動を地域住民に伝え、 注目して読んでもらえる紙面構成に邁進する。

- 2. ききょう通信の記事
  - ① 本年度は、地域内の小中校の統合問題に改善があると思われる。協議会の指針を正しく地域に伝え、子どもたちが被害者にならないように、報道の役割を果たす。発行が遅れる場合は、臨時号の措置も採用する。
  - ② 昨年に始まった「お助けセンター」の事業は、住民の 日常生活に密着した支援をしている。日常生活、外 出、配食の各支援の報道に力を注ぐ。
  - ③ 毎年に行う行事の報道は、記事内容が同じになる。 写真と短文で行事の報告を続ける。
  - ④ 部会、プロジェクト、センター、消防団など、協議会の活動カレンダーを掲載する。センターの行事は、一般の方が参加できるものに絞る。
  - ⑤ 校正の手法の改善
- 3. ききょう通信の発行月とサイズ
  - ① 高齢の方に読み易い文字を考慮して 平成28年度8回発行(B4判1回、A4判7回) 本年度計画
    - 6月~11月→毎月発行6回
    - 1、3月 →隔月発行 2回
    - ・臨時号(表面のみ)予定1回 合計9回
       モノクロ印刷、表・裏の両面
       サイズ指定 ・6、9月 B4判 総会、夏まつり
       で人名、店名の表
      - ・他の月はA4判
- 4. ホームページの改善
  - ① ホームページやききょう通信を含めた、協議会の 発行物の見直しをします。

ききょう通信の版下・印刷 外注費 予算額 407,960円

- ① B4判年間2回 @9.10×5600枚×2回=101,920円
- ② A4版 年間6回 @8.00×5600枚×6回=268,800円
- ③ 臨時号A 4 判表面 1 回 @6.65×5600 枚×1 回= 37,240 円 407,960 円

ホームページ管理・更新費用 予算額 36,000円 ホームページ管理費 6,000円 システムの更新費 30,000円

桔梗が丘"ほっとまち"構想と協調して事業を進める。

予算額合計 443,960円

平成29年度事業計画の内容	予算額の明細		
1. ききょう健康まつり	予算額(事業費) 150,000円		
(目的) 地域のみなさまに健康について再認識していただ			
き、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとし	1) 健康体操等の講師料 20,000円		
た桔梗が丘を目指すことを目的とします。	2) 応援者・スタッフ昼食代 40,000円		
(桔梗が丘 ほっとまち フェスタの中で実施)	4) ビンゴ大会景品 70,000円		
(内容) 1) 歯医者さんの歯チェック	5) 用紙、雑品、事務用品 10,000円		
2) 健康体操	6) 諸雑費 10,000円		
3) 高齢度チェック			
4) 骨チェック			
5) 名張バリバリ体操			
6) スクエアステップ			
7) 栄養たっぷり食べ物商品ビンゴ大会、等			
場 所 桔梗が丘市民センター			
実施日 平成29年11月19日(日)			
2. ニュースポーツ世代間交流大会	予算額(事業費) 100,000円		
(目的) スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ明るく活力			
のある地域社会を推進する。又、親子や住民間の親睦及び	1) 景品 35,000円		
絆づくりを推進する。	2) 用具賃貸 10,000円		
(内容) 1) グラウンドゴルフ	3) 指導・運営謝礼 40,000円		
2) クロリティー	4) 諸雑費 15,000円		
3) ストラック・アウト			
場所に付学校			
実施日 平成30年3月24日(土)			
3. 体操会との協働事業	予算額(事業費) 100,000円		
(目的) 桔梗が丘の各地域で行われている体操会の継続・			
発展を図る協働事業、及び夏休み小学生児童の参加を促す	1) 夏休み小学生児童の皆勤賞、参加賞		
ための皆勤賞・参加賞等への補助事業	などの景品等費用の補助		
実施日 4月1日から翌年3月31日			
4. ききょう健康講座	予算額(事業費) 370,000円		
(目的) 生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康			
について考え実践していくことをテーマに「ききょう健			
康講座」を開催して地域の皆様に健康啓発を促していく。			
(内容)			
1) ベルフラワー教室 (まちの保健室の協力で実施)	1) ベルフラワー教室		
* メタボリックシンドローム予防教室	講師料 120,000円		
*保健師・歯科衛生士に検診・指導			
*講師による筋力アップ体操			

\*健康相談など行う

場 所 桔梗が丘南市民センター 実施日1部は4月~9月、月2回合計12回 2部は10月~3月、月2回合計12回

2) 楽しい健康つくり講座

\*健康に関する講演を行う

桔梗が丘市民センター 場所

平成30年2月実施予定 実施日

3) 健康体操(リズム体操)を実施する

場所 桔梗が丘市民センター

年5回(7月、9月、11月、1月、3月)実施する

4) 健康ウオーキング

場所未定

実施日 平成29年6月実施予定

5) 生活習慣病予防料理講座

※生活習慣病を予防する料理の知識・実技講習 研修

場 所 桔梗が丘市民センター及び先進地域 実施日 6月・9月・2月 年3回実施する

6) スクエアステップ

躓き転倒及び認知症予防に効果があり、簡単に楽し くできるエキササイズ

本教室で養成されたリーダーによる各地域での独 自の取組を更に進め、支援する。

前期(4月~9月)2回/月×6=12回 後期(10月~3月)2回/月×6=12回

場所は桔梗が丘市民センター・南市民センター交互

7) 広報紙を発行する(回覧)。

\*健康に関する情報を記載、月1回発行する

5. 市の集団がん検診を桔梗が丘で実施する(肺がん、大 腸がん、胃がん、乳がんマンモグラフィ、子宮がん)

場 所 桔梗が丘小学校

実施日 平成29年11月3日(金・祝日)

桔梗が丘"ほっとまち"構想と協調して事業を進める。

2) 楽しい健康つくり講座 20,000円 内訳

講師謝礼他

10,000 円

諸経費(昼食代等) 10,000円

3) 健康体操(リズム体操) 50,000円 内訳

講師料

30,000 円

諸雑費

20,000 円

4) 健康ウオーキング

60,000 円

内訳

参加賞

10,000 円

参加者の交通費等

40,000 円

予備費

10,000 円

5) 生活習慣病予防料理講座 40,000 円

6) スクエアステップ 50,000 円

内訳

マット購入

30,000 円

運営雑費

20,000円

7) 広報紙

取材費・雑費

10,000 円

8) 諸雑費

20,000 円

予算額(事業費)

10,000 円

諸経費(昼食代、その他)

10,000円

予算額合計 730,000円

※協賛金を除く

平成29年度事業計画の内容	予算額の明細
- 1. 桔梗が丘夏まつり	予算額 1,470,000円
子どもから大人まで地域住民が楽しみ、親睦を深める夏祭	(収入)
りを行う。	1)繰出し金 750,000円
(期待する効果)	2)協賛金 720,000円
・地域住民の方々が模擬店や盆踊りに中心となって参加する	(支出)
ことにより、地域住民同士また祭りに来てくれる人たちと	1)事務経費 50,000円
の交流をはかる。	2)食料費 90,000円
・高齢者の方々にも"ほっと"出来る場所を提供し、地域の	3)舞台照明費 430,000円
人たちが、子どもからお年寄りまで気軽に楽しく参加して	4) イベント費 20,000円
もらえる祭りにする。	5) チラシデザイン費 30,000円
・他地域の人々に桔梗が丘の住民交流の様子を発信する。	6) 広報費 70,000円
○ 実施予定日 平成29年8月19日(土)	7)警備費 185,000円
○ 実施内容	8)シャトルバス 145,000円
① 模擬店・フリーマーケット	9)縁日費 450,000円
② 盆踊り	
③ 吹奏楽の演奏会	
④ アトラクション	
⑤ 模擬店利用券の配付(200円)	
2. ハッピーニューイヤーききょうフェスタ	予算額 240,000円
新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦	(内訳)
をはかり、住民参加・住民自身でまちづくりを推進していこ	1)ワークショップ 30,000円
うとする意識を高める。	2) 子ども向けイベント費
(期待する効果)	30,000円
・正月をテーマにした行事に参加することにより、伝統的な	3)お菓子屋台村費 60,000円
行事を子どもたちが体験する。	4)どんど行事費 120,000円
・子どもたちや近隣の人々が参加することにより地域住民同	
士の交流をはかり、共に住みよい地域づくりに参加してい	
こうとする意識を持つ。	
○ 実施予定日 平成30年1月7日(日)	
① ワークショップ	
② 子ども向けイベント	
③ お菓子屋台村	
○ 実施予定日 平成30年1月14日(日)	
④ どんど行事(桔梗が丘どんど実行委員会の協力)	
桔梗が丘"ほっとまち"構想と協調して事業を進める。	予算額合計 990,000円

平成29年度事業計画の内容	予算額の明細		
1. 桔'ずセミナー (第13回)	予算額 340,000円		
地域の子ども達が大人と共に学びながら触れ合うこと	講師お礼 80,000円		
を目的として開催。	講座補助 160,000円		
1) 夏5講座4回開催:料理・科学・囲碁・手芸・よさ	反省会費 40,000円		
こいソーラン	事務費 10,000円		
2) 桔梗が丘夏まつりに参加:よさこいソーラン	ボランティア交通費 30,000円		
3) 冬3講座開催:料理・科学・手芸	予備費 10,000円		
4) ほっとまちフェスタに参加	年間会議費 10,000円		
5) ききょうニューイヤーフェスタに協力:科学遊び			
2. 青少年が語る「こころの思い発表会」(第21回)	予算額 180,000円		
現代の子どものこころの思いを、作文発表を通じて地域	参加賞 45,000円		
の大人に理解していただく。	音楽部に関する経費 72,000円		
1)実施日:桔梗が丘市民センター祭開催日	冊子・プログラム 25,000円		
2)発表者:桔梗内小・中学校各3人 計15人	要約筆記 25,000円		
3) 演奏者: 桔梗が丘中学校音楽部	その他(反省会費含む) 13,000円		
北中ウインドアンサンブル			
4)要約筆記			
5) 冊子配布			
9 と 7 と 1 歴 中 5 / と 5 / ゲ (笠 01 戸)	<b>文篇</b>		
3. ふるさと歴史ハイキング (第21回) 地域の大人と子どもが交流を図りながら、地域の歴史を	予算額       50,000円         交通費補助       20,000円		
学びふるさとを愛するこころを育てる。	交通費補助     20,000 円       見学料金     10,000 円		
子のかるさとを変するここのを育てる。 1)実施日:11月	参加賞代 20,000 円		
2) 内容: ふるさとの歴史建造物や遺跡や自然を散策	多加真化 20,000 F3		
2) 四台・かるさこの歴文是垣初で遺跡で日然を飲泉			
4. 私の1冊文庫	予算額 16,000円		
1) 桔梗が丘サロンに於いて運営する。毎週月曜日に開	(活動費・運営費)		
催しボランティアによる本の読み聞かせ事業。			
2)「絵本とみんなとあそぼう」開催予定			
7月18日(火)~23日(日)			
桔梗が丘"ほっとまち"構想と協調して事業を進める。	予算額合計 <u>586,000円</u>		

	生伯女生即云
平成29年度事業計画の内容	予算額の明細
1. 普通救命講習会	予算額 1,500円
1) 開催回数 : 年度内2回(10月、3月)	
2) 開催場所 : 名張市消防庁舎内 2階	
3)参加者数:1回15人 合計30人 担当者2人	
4) 講習内容 : ① 止血法 ② 異物除去法	
③ 心肺蘇生法 ④ AED取扱法	
2. 防犯パトロールの実施、桔梗が丘防犯パトロール隊	予算額 40,000円
1) 青色回転灯パトロール 青色回転灯装着車2台	・ガソリン代 9,000円
2) 実施要領 : 月4回、1回 約1時間	・活動費 30,000円
桔梗が丘地区内を3コースに分け、2台の車に隊員が	・保険料 1,000円
分乗して、それぞれのコースを巡回する。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(毎月5日、15日、20日、25日)	
   3. 命の笛贈呈	   予算額
1) 平成29年4月、地区内の3小学校の新入児童等に	10, 0001
贈呈する。	
第1主 ダ┛。	
   4. 桔梗が丘自治連合協議会   自主防災隊	
1) 防災訓練の実施	
各地区において、年1回は実施することにより、住	
民の防災意識の高揚を図る。	
八ツ例外心臓ツ川物で囚る。	
5. 桔梗が丘の危険箇所の解消・改善の取り組みを促進	
する。	
۶٬۵۰ ا	
6. 消火栓ホース格納箱設置・・・設置場所4箇所	予算額 360,000円
	·材料費 347,328 円
	<ul><li>・設置材料費他 12,672 円</li></ul>
	12, 3.2 13
   7. 消火栓にホースを接続した訓練を実施	   予算額
1) 訓練場所・・・名張市消防署	・傷害保険 18,000円
2) 開催時期・・・年1回、土曜日または日曜日	· 維費 12,000円
3) 開催条件・・・1回の訓練は、20名程度	12,00011
O / PULIEZKII T DI V BUDNION D O / DITEX	
   桔梗が丘"ほっとまち"構想と協調して事業を進める。	予算額合計 <u>445,000円</u>

	快適環境部会
平成29年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
I 環境を守る活動 地域の環境を守り育てる	
1. 公園美化運動(みどり環境保全整備事業「桔梗が丘みどりの会」との連携) 桔梗の森公園のクリーン活動を2カ月に1回実施する。雨天の場合は翌日とする。(4,6,8,10,12,2月、原則第1月曜日午前9時—10時)	参加者粗品 48,000円 ビニールゴミ袋 1,500円 軍手 4,200円 合計 53,700円
2. 花いっぱい運動 近隣公園や街区公園にキキョウの花を植栽し、桔梗が丘の里山花景観の復活を図る。 また、公園内にフジバカマ、オミナエシ、ササユリなど花の育成、植栽を図る。	花の苗 28,000円 たねまき培土 7,000円 培養土 8,000円 ポリポット 500円 木製杭 6,000円 合計 49,500円
3. 桔梗が丘クリーン大作戦 2017 名張クリーン大作戦に参加するとともに、同作戦の趣旨に賛 同して活動する自治会を奨励する。実施:6月4日(日)	参加者粗品 50,000 円 協賛自治会参加者粗品 60,000 円 合計 110,000 円
4. 「桔梗が丘ほっとまちフェスタ」に参画 キキョウなどの草花の植栽、花木の植樹などのみどり環境整 備イベントを通じて住民交流を図る	植栽用消耗品など 30,000円
	Iの合計 243, 200円

#### Ⅱ 環境を知る活動

地域の自然を楽しみながら住環境を知り、環境を守ることがいかに大切かを知る

- 1. 桔梗が丘付近の自然を知るハイキング・自然体験学習
  - (1) 桔梗が丘南小学校での児童の自然体験学習支援 (鳴滝池公園、東山公園) (秋季実施)

(「子どもたちと地域の絆づくり事業」との連携)

- (2) 春のハイキング一野の花とチョウー(名張市八幡・夏秋地区) 4月15日(土)又は16日(日)
- 2. 近隣公園などの生きものウォッチング
  - (1) ホタル観賞会(桔梗が丘5番町、シャックリ川) 6月10日(土)
  - (2) 初夏の生きものウォッチング(桔梗の森公園) 6月24日(土)又は25日(日)
  - (3) 冬の生きものウォッチング (バード・ウォチング) (桔梗の森公園、東・西徳明池) (平成30年1月13日(土))
- 3. 「季節の便り」発行・掲示

年間6回程度桔梗が丘地域内の生き物だよりや季節の見どころを、桔梗が丘市民センターや近隣公園内に掲示し紹介する。

フィルム(A3) 1,800円 印刷経費 20,000円 合計 22,560円

フィルム(A4)

講師手当

キング)

ハイキング参加粗品 20,000円

傷害保険料(ホタル観賞会・ハイ

行事実施に伴う業務実費

760 円

15,000 円

2,000 円

10,000 円

合計 47,000 円

Ⅱの合計 69,560円

桔梗が丘"ほっとまち"構想と協調して事業を進める。

予算額合計 <u>312,760円</u>

	地域、福、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
平成29年度事業計画の内容	予算額の明細
1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動	予算額 30,000円
毎月1回地区の民生委員児童委員が「陽だまり」を	「陽だまり」印刷費
携え訪問し、安否確認と相談・支援活動を実施。	
2. 年末友愛訪問	予算額240,000円
見守りの必要な世帯へ、友愛品(プレゼント)を持っ	(友愛品購入費)
て訪問。	
・75歳以上の1人暮らし世帯	
・75歳以上の高齢者のみ世帯	
・重度の寝たきりや認知症の方のいる世帯	
   3. 高齢者のつどいの実施	予算額200,000円
・80歳以上の高齢者が親睦と交流を図るため開催	了 <del>好</del> 俶 2 0 0 0 0 0 0 1
・実施時期: 平成29年5月28日(日)(予定)	
・参加予定者:約180名	
· 参加了足有,称100名	
4. いきいきサロンの実施	予算額570,000円
・地域内13箇所の小地域で、高齢者同士が近隣の	
絆を深め、お互いの顔が見える中で、友達づくり	
や絆づくりをする機会とする。	
・各サロンの年間計画に基づいて実施。	
・年間参加者目標1,800名	
5. 障がい者グループホーム交流会	予算額 60,000円
・地域内の6箇所の障がい者グループホームとの交流	
会を行う。	
· 年 1 回実施	
・実施時期: 平成29年11月12日(日)(予定)	
6. 赤ちゃん、ちびっ子「なかよしひろば」	予算額 80,000円
・未就園児とその親のつどいを、市民センター講堂で	3,7180, 3,0,0,0,1,
行う。	
毎月第3火曜日に実施する。	
PANTAN CANER HILE AND A GO	
++振ぶこ")エートナナッ ## 担 L 幼部 L マ 字 東 よ サ L マ	マ宮姫入訓 1 100 000円
桔梗が丘"ほっとまち"構想と協調して事業を進める。 	予算額合計 <u>1,180,000円</u>

# 別紙8 平成29年度協議会会計予算書(案)

## 平成29年度協議会会計予算書(案)

収入の部 (単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	H29年度予算額	前年予算比較	備考
1 会費	会費	1,000,000	1,005,600	1,000,000	0	地区会費
2 交付金	1名張市交付金基本額	4,926,000	4,926,000	4,960,000	34,000	夢づくり交付金
	2 "(加算額)	5,104,400	5,104,400	5,107,600	3,200	コミュニティ活動費
	3 "(特別交付金)	300,000	300,000	300,000	0	地域調整額
	4 "(人件費)	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	
	5市社協交付金	600,000	598,800	600,000	0	社会福祉協議会
	小 計	15,630,400	15,629,200	15,667,600	37,200	
3 補助金	市社協補助金	200,000	225,000	200,000	0	いきいきサロン補助金
4 雑収入	1雑収入	60,000	313,298	220,000	160,000	定期健診予防業務委託料 等
	2車両使用料	25,000	49,794	25,000	0	軽トラック使用料
5 負担金		4,780,000	4,700,000	4,700,000	△ 80,000	市民センター
1	合 計	21,695,400	21,922,892	21,812,600	117,200	
6 繰越金		2,376,906	2,376,906	1,744,793	△ 632,113	
糸	総合計	24,072,306	24,299,798	23,557,393	△ 514,913	

支出の部 (単位:円)

<u> ДП 17 ПР</u>						(十四:11)
項	目	前年度予算額	前年度決算額	H29年度予算額	前年予算比較	備考
1 人件費	1 給与・手当	8,780,000	8,555,218	8,800,000	20,000	職員給与
	2 報酬	720,000	720,000	720,000	0	センター長報酬
	3 社会保険料	115,000	63,265	115,000	0	社会保険料
	小 計	9,615,000	9,338,483	9,635,000	20,000	
2 総務費	1 イ.事業費	158,100	96,552	158,100	0	講師謝礼•資料代
	口. 繰出費(敬老行事)			700,000	700,000	敬老の日の行事
	2 費用弁償費	300,000	430,400	450,000	150,000	
	3 会議費	300,000	296,310	300,000	0	総会関係費用(資料作成等)
	4 研修費	200,000	22,500	200,000	0	
	5 防犯防災費	200,000	200,000	200,000	0	桔梗が丘消防団補助
	6 備品購入費	300,000	219,676	300,000	0	
	7 事務費	500,000	560,932	500,000	0	コピー代、事務経費
	8 車両費	250,000	139,096	200,000	△ 50,000	車検 自動車保険 ガソリン
	9 ビジョン新規事業費	600,000	549,958	500,000	△ 100,000	
	10 雑費	50,000	32,816	50,000	0	
	小 計	2,858,100	2,548,240	3,558,100	700,000	
3 企画運営費	事業費	150,000	151,122	200,000	50,000	各プロジェクト事業支援 地域フェスタ開催
4 広報費	事業費	439,300	439,711	443,960	4,660	桔梗通信発行
5 健康推進費	1 事業費	700,000	576,066	730,000	30,000	健康講座 健康まつり ニュースポーツ世代間交流
	2 繰出費	700,000	532,000	0	△ 700,000	
	小 計	1,400,000	1,108,066	730,000	△ 670,000	
6 住民交流費	1 事業費	270,000	302,861	240,000	△ 30,000	ニューイヤーフェスタ どんど
	2 繰出費	750,000	491,830	750,000	0	夏まつり
	小 計	1,020,000	794,691	990,000	△ 30,000	
7 教育文化費	事業費	586,000	578,460	586,000	0	桔'ずセミナー こころの思い発表会
8 生活安全費	事業費	286,000	270,394	445,000	159,000	防犯パトロール 消火栓ホース格納箱設置
9 快適環境費	事業費	316,790	284,480	312,760	△ 4,030	公園美化活動 近郊野山ハイキング
10地域福祉費	事業費	1,240,000	1,224,810	1,180,000	△ 60,000	いきいきサロン 高齢者のつどい
11積立金	車両買換	125,000	250,000	125,000	0	
12予備費		931,716	462,148	243,973	△ 687,743	
13コミュニティ活動費		5,104,400	5,104,400	5,107,600	3,200	
合 計		24,072,306	22,555,005	23,557,393	△ 514,913	
繰 越 金		0	1,744,793	0	0	
総	合 計	24,072,306	24,299,798	23,557,393	△ 514,913	
		•		•		,

# 議案第7号 平成29年度 "ほっとまち"プロジェクト事業計画(案)及び特別会計予算 (案)の承認に関する件

平成29年度の"ほっとまち"プロジェクト事業計画(案)及び特別会計予算(案)について、次の通り定めます。

- 1. ほっとまち茶房ききょう事業
- 2. 子どもたちと地域の絆づくり事業
- 3. みどり環境整備保全事業
- 4. ききょう農楽園事業
- 5. 桔梗が丘お助けセンター事業

#### 1. ほっとまち茶房ききょう事業計画(案)

平成29年度も市民センターに、多くの来訪者が期待されるなか気軽に立ち寄り、ふれあい交流の場となるよう、サービススタッフの「おもてなし」で、「ほっと一息つける居場所」にしていきます。また本年はオープン5年目を迎えるに当たり記念イベントの開催を計画します。

平成29年度の主な取り組み

○ 歌声喫茶の定期開催

歌声喫茶は、毎月1回ハーモニカ、ギター・マンドリン、大正琴、二胡などのサークル団体の演奏に合わせて、童謡・唱歌・歌謡曲等をみんなで楽しく唄っています。

29年度も引き続き毎月1回(第4水曜日)の定期開催をします。

- 他の団体との協賛事業本年は、他のプロジェクト事業との協賛や出店等を試行的に進めていきます。
- 新メニューの採用利用者の声を聴きながら採算制を考慮し、新メニューを採用していきます。
- ボランティアスタッフの確保等 円滑な運営を確保するため、スタッフの増員確保を図ります。
- ・平成29年度ほっとまち茶房ききょう特別会計予算(案)

(収入の部) (単位 円)

区 分	予 算 額	摘  要
利用料収入	900,000	コーヒー等 9,000杯
市社協補助金	50,000	補助金、共同募金還付金
雑収入	2	預金利子
繰越金	27, 998	平成28年度繰越金
合 計	978,000	

(支出の部) (単位 円)

区 分	予 算 額	摘要
運営経費	888, 000	材料費、実費弁償、消耗品費等
光熱水費負担金	40,000	市民センター一部負担分
積立金	50,000	茶房備品購入積立
合 計	978,000	

## 2. 子どもたちと地域の絆づくり事業計画(案)

5年目となる平成29年度は、「桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会」主催の3校合同事業として、引き続き「通学路花いっぱい運動」を中心に据えつつ、新しい取り組みにもチャレンジする。

新しい取り組みとは、みどりの会との協働企画となる「自然体験学習事業」で、この事業を通じて 3校の子どもたちの交流を図ることはもちろんのこと、企画段階から協議を重ねるというプロセスを 共有することで、自治連合協議会の部会との交流を進めていきたい。

さらに、この協働事業には、子どもたち自らも出来るだけ地域の大人たちと準備や片付けなど「共に活動する」機会を盛り込んでいきたい。まさにそれが「子どもたちと地域の絆をつくる」ことに他ならない。

事業予算については、本年度も「名張市放課後子ども教室事業」助成金の申請を行うとともに、上述の自然体験学習事業では、「みえ森と緑の県民税市町交付金」を申請することとする。

(収入の部) (単位:円)

区 分	予 算 額	摘  要
事業委託費	172,000	名張市放課後子ども教室事業
負担金	30,000	桔梗が丘自治連合協議会
助成金	100,000	みえ森と緑の県民税市町交付金
合 計	302,000	

(支出の部) (単位:円)

区 分	予 算 額	摘  要
報償費	82,000	サポーター費用弁償等
需用費等	220,000	花の種、材料代、印刷代等
合 計	302,000	

#### 3. みどり環境整備保全事業(桔梗が丘みどりの会事業)計画(案)

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園(10号公園)、鳴滝公園(11号公園)、野鳥公園(西5号公園)をはじめとして多くの自然緑地が残されており、その豊かな自然と緑は、住宅団地である桔梗が丘に住まいする住民にとって、かけがえのないものとなっている。こういった桔梗が丘地内の自然緑地の保全管理については、桔梗が丘自治連合協議会のプロジェクト事業部会組織である"桔梗が丘みどりの会"が中心となって取り組みを進めていく。主な事業の内容は、次のとおりである。

- (1) 桔梗の森公園(10号公園)、鳴滝公園(11号公園)、野鳥公園(西5号公園)をはじめとした桔梗が丘地内の自然緑地の保全管理に取り組む。
- (2) 桔梗の森公園(10号公園)については、名張市から清掃の委託を受け作業実施する。
- (3) 桔梗が丘自治連合協議会の快適環境部会や他のプロジェクト事業組織等と連携し、地域住民が自然に親しんでもらえるイベント等実施する。
- (4) 自然環境の保全に取り組んでいる他の団体とも連携し、共同作業や研修会の開催等実施する。
- (5) 平成29年度名張市みえ森と緑の県民税市町交付金活用事業の採択を受け、桔梗が丘地内及び

近隣の自然緑地や里山において枯木の伐倒処理・コナラの保護育成・自然緑地にふさわしい樹木の植樹や植物の植栽等、みどり環境の整備と保全を図る。

平成29年度特別会計予算(案)みどり環境整備保全事業(桔梗が丘みどりの会事業)

(収入の部) (単位 円)

区分	予 算 額	摘要
委託料	77,000	名張市(桔梗の森公園作業)
みえ森と緑の県民税交付金	300,000	名張市
雑収入	3, 377	利息、寄付金等
繰越金	124,623	前年度より繰越
合 計	505,000	

(支出の部) (単位 円)

区分	予 算 額	摘要
需用費	445,000	〈事業対応内訳〉
		みえ森と緑の県民税交付金事業分
		301,000
		一般分 144,000
保険料	10,000	ボランティアスタッフ保険料
報償費	50,000	講師・スタッフ実費弁償
合 計	505,000	

#### 4. ききょう農楽園事業計画(案)

ききょう農楽園は、桔梗が丘地域の住民が土とのふれあいを通して心豊かな生活の醸成と仲間づくりの場となることを目指すとともに、地域に安全な農作物の提供を試みることを目的として、26年度に事業を立ち上げ、4年目になりました。

28年度農園の結果は、ジャガイモが良く出来ましたが、大きさが不揃いだったが収量は多かった。 玉ネギは病気で小玉となり、大根、人参、里芋は、充分な発育がなく、収量は少なく、収穫祭にはあまり喜んでもらえなかったのが残念。持ち寄りの菊芋が特殊需要で喜ばれた。葉菜類(白菜、キャベツ、ブロッコリー、ホウレンソウ)を作付した。

そこで、29年度は、きめ細かく耕起し、肥料も十分に入れ、共同用の耕作地での作物の収穫量アップを目指します。新しい試みとして、ききょう農楽園の安全な農産物を使った加工品の開発を進めます。推進は分科会で試作品を作り、これならいけるというものの完成をめざします。

また、協議会各行事には出来た作物を賞味してもらい、市民センター等にて安全な作物を販売していきます。

- ・平成29年度の事業予定
- ① じゃがいも、サツマイモ、サトイモ、大根、人参、玉ねぎの定番化
- ② ビニールハウスの本格活用。葉菜類の育苗
- ③ 加工品の開発試作、加工用農産物研究。
- ④ 自治連合協議会事業部、プロジェクトとの連携、市民センターでの販売等

・平成29年度特別会計予算(案)

(収入の部) (単位:円)

区分	予 算 額	摘  要
会 費	100,000	年会費、個人用地使用料
自治連合協議会負担金	80,000	6 次産業推進
販売売上	90,000	夏祭り、地域フェア等
繰越金	21, 871	前年度より繰越
合 計	291,871	

(支出の部) (単位:円)

区分	予 算 額	摘 要
消耗品費	211,871	種苗代、肥料代、他
加工食品開発費	80,000	用具、食材、消耗品、他
合 計	291,871	

## 5. 桔梗が丘お助けセンター事業計画(案)

1. 運営管理体制整備

配食サービス開始で3支援サービス事業を総合的に運営 管理する事務局を南市民センターから市民センターに移設、整備。

管理システムの IT 化を進める。

- 2. 3支援サービス事業展開
  - 家事支援

支援メンバーの高齢化に鑑み、高所など危険を伴う作業、長時間にわたる作業など依頼受託の条件を見直す。

- 外出支援
  - 6ヶ月の運用期間で得られた問題点を分析し改善を図る。
    - サービス実施の時間帯見直し

往復依頼の帰りの時間が不確定なケースの対応

- ・配食サービス
  - 4月から運用開始。

28年度事務局として使用した南市民センター元図書室を事務所兼休憩室として使用。

#### 3. 支援メンバー

3 支援サービス事業に共通して、支援メンバーの増強は急務である。

特に依頼者と支援者を調整するコーディネータは、ボランティアとは別に有給の専任者を置く ことを検討する。

(収入の部) (単位:円)

区分	予 算 額	摘  要
市補助金	1, 000, 000	
社協助成金	550,000	
地域負担金	100,000	

利用料	3, 340, 000	*1 欄外参照
雑収入	5, 479	
前期繰越金	4, 521	
合 計	5, 000, 000	

(支出の部) (単位:円)

区分	予 算 額	摘 要
センター運営費	4, 000, 000	
備品購入費	500,000	
調査費	250,000	
保険料	250,000	
合 計	5, 000, 000	

\*1 家事支援 190,000

外出支援 150,000

配食 3,000,000

# 議案第8号 平成29年度市民センター事業計画(案)及び市民センター会計予算(案) の承認に関する件 桔梗が丘市民センター・南市民センター

平成29年度の市民センター事業計画(案)及び会計予算(案)を別紙のとおり定めます。 市民センターの管理運営には、平成18年9月から実施の指定管理者制度のもとで効率的な運営に 努めておりますが、今年度も当該制度を充分に生かした管理運営を行ってまいります。

別紙9 平成29年度市民センター事業計画書(案) 別紙10 平成29年度市民センター会計予算書(案)

## 別紙9 平成29年度市民センター事業計画書(案) 桔梗が丘市民センター・南市民センター

## 学 級・教 室

## (開設数は年間・参加者数は延べ人数)

学級・教室の名称	開設数	参加者数	主たる学習目標・内容	区分
サイエンスメイト "スカラベ"	5回	180名	親子でふれ合いながら、科学工作や遊び 等を通じて仲間づくりをする。	教養の向上 社会連帯意識
"農"を楽しむ	24回	360名	土地を改良して、よりよい野菜の栽培等、 農業を通じて仲間作りをする。	市民意識 社会連帯意識
しめ縄づくり教室	1回	30名	お正月用のしめ縄を自分の手でつくる。	趣味 けいこ事
シニアクラス✿	7 回	210名	地域の高齢者の交流の場として、様々な ジャンルの学習を提供する。	市民 社会連帯意識
桔梗ブック倶楽部 (読書会)	11回	6 0 名	課題図書を決め、感想を話し合うことで、 視野を広げると共に新たな出会いづくり をする。	教養社会連帯意識
「野村セミナー」 知って得する金融	4回	200名	教養としての「お金」を学び、特に年金 や相続などにマネープランを分り易く学 習する。	教養 社会連帯意識
俳句入門教室	12回	180名	初歩から俳句を学ぶ。	教養 社会連帯意識
骨盤調整ストレッ チ&イスヨガ	24回	480名	骨盤調整ストレッチとイスヨガで健康作 りをする。	趣味 けいこ事

## 講 座

## (参加者数は延べ人数)

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
講座の名称	開催数	参加者数			主たる内	容	
桔梗が丘 公開連続講座			5/27 8/ 6	講師講師	大阪大学 豊橋技術科学大学	松下 大石	康之教授 修士助教
(人工知能と共に生きる近未来)	5 回	500名	9/ 3 11/18	講師講師	はこだて未来大学 名古屋大学	松原 佐藤	仁教授 理史教授
			1/28		奈良先端科学技術	, , , , , , ,	
						佐藤	嘉伸教授

## 行 事

## (参加者数は延べ人数)

行事の名称	開催数	参加者数	主たる内容
ロビーコンサート	随時	300名	色々なジャンルの方のコンサートを開催。 筝曲、ハーモニカ、女性コーラス、ギター演奏等。
プチコンサート	1回	200名	市内の高校、中学校の音楽関係クラブの演奏会。
映画鑑賞会	5回	300名	大人から子どもまで楽しめる映画鑑賞会。
第 33 回 市民センター祭	1回	2,500名	10月開催

## 別紙10 平成29年度市民センター会計予算書(案)

# 平成29年度市民センター会計予算書(案)

収入の部 (単位:円)

項	目	前年度予算額	前年度決算額	H29年度予算額	前年予算比較	備考
1 指定管理料		11,047,320	11,047,320	11,009,520	△ 37,800	
2 使用料	1 市民センター使用料	3,200,000	3, 427, 225	3,200,000	0	
	2 コピー使用料	900,000	967, 471	900,000	0	
	小 計	4,100,000	4, 394, 696	4,100,000	0	
3 その他収入	雑収入	75,000	99,351	75,000	0	自販機電気代 ゴミ袋販売手数料等
小	# <del> </del>	15,222,320	15, 541, 367	15,184,520	△ 37,800	
4 繰越金	前期繰越金	1,492,198	1,492,198	2, 405, 166	912, 968	
合	計	16,714,518	17, 033, 565	17, 589, 686	875, 168	

支出の部 (単位:円)

文出の部						(単位:円)
項	目	前年度予算額	前年度決算額	H29年度予算額	前年予算比較	
1 管理費	1 消耗品費	550,000	546,980	550,000	0	事務用消耗品 雑品
	2 光熱水費	3,500,000	2, 926, 670	3,400,000	△ 100,000	
	3 修繕料	500,000	406,412	500,000	0	
	4 電話料	80,000	76,032	80,000	0	
	5 委託手数料	2,400,000	2,060,064	2,400,000	0	エレベーター点検等保守 夜間警備 清掃業務
	6 備品購入費	500,000	348,666	500,000	0	机 椅子 等
	7 使用料及び賃借料	950,000	952,493	950,000	0	コピー機 ネットサービス
	8 車両費	150,000	171,700	175,000	25,000	ガソリン 自動車保険
	小 計	8,630,000	7, 489, 017	8,555,000	△ 75,000	
2 運営費	1 報償費	350,000	295,000	350,000	0	主催講座・教室の講師料
	2 旅費	10,000	5,840	10,000	0	
	3 印刷製本費	100,000	74,760	100,000	0	市民センター情報紙インク&用紙
	4 郵便料	60,000	51,552	60,000	0	
	5 事業費	520,000	485,276	520,000	0	主催講座・教室経費 市民センター祭
	6 雑費	20,000	36,954	20,000	0	自動車税
	小 計	1,060,000	949,382	1,060,000	0	
3 負担金	人件費負担金	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	市民センター人件費の負担金
4 積立金	車両購入	300,000	500,000	300,000	0	
	周年事業	300,000	300,000	300,000	0	
	小 計	600,000	800,000	600,000	0	
5 消費税		677,000	690, 000	677,000	0	
6 予 備 費		1,047,518	0	1, 997, 686	950, 168	
小	計	16,714,518	14, 628, 399	17, 589, 686	875, 168	
次 期	繰 越 金	0	2, 405, 166	0	0	
合	計	16,714,518	17, 033, 565	17, 589, 686	875, 168	

# 議案第9号 「小中学校の規模・配置適正化後期計画及び小中学校一貫校設置計画」 審議委員会設置の承認に関する件

昨年、名張市より「小中学校の規模・配置適正化後期計画及び小中学校一貫校設置計画」がしめされる中、協議会とし提言委員会を立ち上げ、地域住民の意見の集約と提言を行ってきました。 この1年間の活動において、提言委員会としての役割を終えたと考えます。

今後、桔梗が丘自治連合協議会に、「小中学校の規模・配置適正化後期計画及び小中学校一貫 校設置計画」審議委員会を立ち上げ、桔梗が丘住民の代表として名張市及び教育委員会と審議と 交渉を重ねていきたいと思います。

## 参考資料

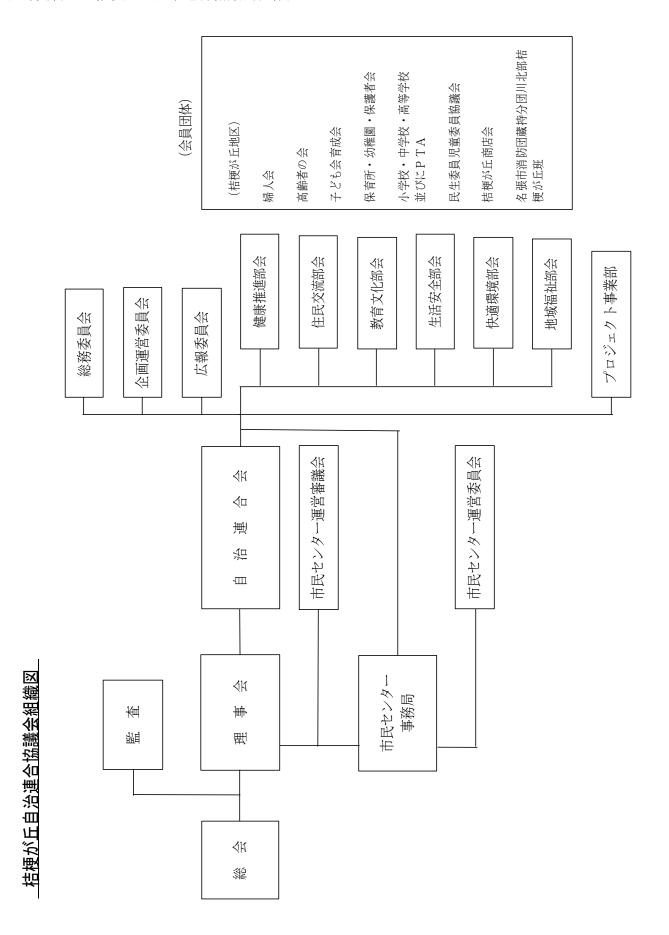
参考資料 1 桔梗が丘自治連合協議会組織図

参考資料 2 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿(理事・監事、自治会長・区長、評議員、)

参考資料 3 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

- ・桔梗が丘自治連合協議会規約
- 桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則
- 会計処理規程
- ・市民センター管理運営規程

参考資料1 桔梗が丘自治連合協議会組織図



# 参考資料 2 桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿

理事・監事 (案)

生于 皿于	(未)			
	役職名	氏	名	備  考
1	会長	辻森	保蔵	自治連合会代表幹事
2	副会長	大垣	孝彦	総務委員長
3	副会長	山本	雅信	自治連合会副代表幹事 自治連合会第3ブロック幹事
4	理事	河合	進	自治連合会第1ブロック幹事
5	IJ	杉中	清哉	自治連合会第2ブロック幹事
6	IJ	中森	俊輔	自治連合会第4ブロック幹事
7	IJ	阪本	忠士	企画運営委員長
8	IJ	北森	義次	広報委員長
9	IJ	吉村	末好	健康推進部会長
1 0	IJ	廣岡	貞之	住民交流部会長
1 1	IJ	竹原	啓子	教育文化部会長
1 2	IJ	武仲	元男	生活安全部会長
1 3	IJ	加納	康嗣	快適環境部会長
1 4	IJ	上島	芳子	地域福祉部会長
1 5	II	木村	好信	桔梗が丘市民センター長・ 桔梗が丘南市民センター長
1 6	IJ	松岡	雅啓	会計統括責任者
1 7	監事	福森	譲	
1 8	11	植野	正信	

日佰云坟・巨坟		<b>計</b> 競貝	
氏 名	自治会・区名	氏 名	選出団体
太 田 守	1番町区	辻 本 幸 三	1番町区
野 中 康 弘	2番町第1区	吉 谷 昌 亮	2番町第1区
河 合 進	2番町第2区自治会	森 内 睦 子	2番町第2区自治会
竹 森 喜 慶	2番町第3区自治会	竹 澤 陽 一	2番町第3区自治会
清 滝 勇 人	3番町自治会	中川健	3番町自治会
杉 中 清 哉	4番町区自治会	森 長 義 和	4番町区自治会
繁 田 邦 明	5番町第1区	橋井治	5番町第1区
木 原 宏	5番町第2区	坪 香 昭	5番町第2区
田中博明	5番町第3区	渡辺保	5番町第3区
加古川 頼 直	6番町区	富 野 靖	6番町区
仲 田 敏	7番町1区自治会	高 藤 隆	7番町1区自治会
西宮剛志	7番町2区自治会	奥 潤一郎	7番町2区自治会
増 田 清 賢	8番町1区自治会	池本仁志	8番町1区自治会
武 仲 元 男	8番町2区自治会	武仲生子	8番町2区自治会
山 本 雅 信	南第1区	池 田 扶久江	南第1区
吉 村 和 仁	南第2区	藤田和也	南第2区
佐 田 勝 彦	南第3区	西 幸 雄	南第3区
藤森重幸	西1番町自治会	山中英司	西1番町自治会
西村雅世	西2番町自治会	山本利恵	西2番町自治会
植田陽子	西3番町自治会	飯田欽哉	西3番町自治会
藤本勝	西4番町自治会	平原良則	西4番町自治会
中森俊輔	西5番町自治会	野田博史	西5番町自治会
山崎有三	西6番町自治会	宇城二徳	西6番町自治会
西 村 和 真	西7番町自治会	山 中 強 資	西7番町自治会
		石 川 鈴 代	婦人会
		池田一弥	老人クラブ協議会
		川口力	子ども会連合会
		藤永行介	保育所・幼稚園
		梅澤裕子	小・中学校(PTA)
		樫本惠子	民児協
		村 田 憲 子	民児協
		竹 内 基	民児協
		多質猪佐美	桔梗が丘商店会
		野田昭	健康推進部会
		小川光	住民交流部会
		岸本重郎	教育文化部会
		石崎潮	生活安全部会
		楓 井 千 秋	快適環境部会
		梅本久子	地域福祉部会

## 桔梗が丘自治連合協議会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、桔梗が丘自治連合協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を桔梗が丘市民センター内に置く。

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

(目 的)

第3条 協議会は、豊かで住みよいまち「桔梗が丘」を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、住民が主体となって活力と魅力あふれる良好な居住環境及び安全、安心な生活環境の実現をめざすものとする。

(運営の原則)

- 第4条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。
- 2 前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。
  - (1)協議会運営の民主制を確保すること。
  - (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと。
  - (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
  - (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること。
  - (5)情報の公開及び共有を行うこと。
  - (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること。

(事 業)

- 第5条 協議会は第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。
  - (1) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事業。
  - (2) 地域住民の交流に関する事業。
  - (3) 高齢者の生きがいづくりに関する事業
  - (4) 青少年の健全育成に関する事業。
  - (5) 自主防犯及び自主防災に関する事業。
  - (6)環境及び景観の保全に関する事業。
  - (7) 地域文化の継承及び創出に関する事業。
  - (8) コミュニティビジネス等地域活性化に関する事業。
- 2 前項に掲げるもののほか、特に協議会が必要と認めた事業を行う。

(地域ビジョン)

第6条 協議会は、名張市地域づくり組織条例(平成21年条例第3号)第9条の規定に基づき 桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決する ため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめ地域ビジョンを策定し、その実現に向けて努め るものとする。

(会 員)

- 第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業 活動する事業所で構成する。
- 2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。
  - (1) 桔梗が丘地区自治会又は区
  - (2) 桔梗が丘地区婦人会
  - (3) 桔梗が丘地区高齢者の会
  - (4) 桔梗が丘地区子ども会育成会
  - (5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会
  - (6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA
  - (7) 桔梗が丘地区民生委員、児童委員協議会
  - (8) 桔梗が丘商店会
- 3 桔梗が丘地区市民センター自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て 第1項の構成団体又は事業所とすることができる。

(会員の役割)

- 第8条 会員は、協議会の行う行事や地域コミュニティ活動及びボランティア活動等への積極 的な参加などを通して、桔梗が丘のより良いまちづくりに貢献する。
- 2 会員は、自治会費(区費)として納入した分から総会で決定された金額を協議会活動経費の 一部として負担する。

# 第2章 評議員及び総会 第1節 評議員

(定数)

- 第9条 評議員の定数は、40名以内とする。
- 2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 桔梗が丘自治会又は区 24名
  - (2) 事業部会 6名
  - (3) 団体等 10 名以内

(役割)

- 第 10 条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、議決する。
- 2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、調査等をおこない、理事会に提案することができる。

(選 出)

- 第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、 会長宛選出届けを提出する。
- 2 各事業部会選出の評議員は、部会長が選出し、会長宛選出届けを提出する。
- 3 各種団体選出の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。 (任 期)
- 第 12 条 評議員の任期は、選出後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定

時総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠又は増員により選出された評議員の任期は、前任者又は 他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。

第2節 総 会

(構成と役割)

第13条 総会は評議員をもって構成し、最高議決機関とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、協議会会長(以下「会長」という。)が招集する。

(定時総会)

第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

(臨時総会)

- 第16条 会長は、評議員総数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び開催の理由を記載した書面を提出して総会の開催の請求をしたときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 2 前項のほか、会長が必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の開催手続)

第17条 会長は、総会を開催しようとするときは、開会の日の5日前までに、評議員に日時及び場所、会議に付議すべき事項を示した開催通知を送達しなければならない。

(定足数)

第 18 条 総会は、評議員総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議長等の選出)

第19条 総会の議長及び副議長は、評議員の互選により選出する。

(議長等の任期)

第20条 議長及び副議長の任期は、第12条の規定を準用する。

(議長等の役割)

- 第21条 議長は、評議員を統括し、総会の運営を行う。
- 2 議長は、第10条第2項に関して、研修の会議等を開催することができる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (総会の議決)
- 第22条 総会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第23条第3号のうち、制定及び廃止については、出席した評議員の3分の2以上の決するところによるものとする。
- 2 総会は、第17条の規定により、予め通知した議案のみ議決することができる。

(総会の議決事項)

- 第23条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。
  - (1) 会長、副会長及び理事の承認に関する事項
  - (2) 監事の承認に関する事項
  - (3) 規約の制定、改正、及び廃止に関する事項

- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項
- (5) 毎事業年度の決算及び事業報告に関する事項
- (6) 毎事業年度決算監査及び業務監査報告に関する事項
- (7) 地域ビジョンの策定に関する事項
- (8) その他重要な事項

(総会の議事録)

- 第24条 総会の議事は、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

(総会の傍聴)

第25条 会員は、定時総会及び臨時総会を傍聴することができる。

# 第3章 理事及び理事会第1節 理 事

(定数)

第26条 理事の定数は20名以内とする。

(理 事)

- 第27条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。
  - (1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事
  - (2)総務委員会委員長
  - (3) 企画運営委員会委員長
  - (4) 広報委員会委員長
  - (5) 事業部会部会長
  - (6) 桔梗が丘市民センター長
  - (7)事務局長、事務局次長。

(役 職)

第28条 協議会は、会長1名及び副会長2名以内を置く。

(選 出)

- 第 29 条 会長は、自治連合会代表幹事をもって充て総会の承認を得て就任する。
- 2 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(任期)

第30条 理事の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

- 第31条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。

第2節 理事会

(構成と役割)

第32条 理事会は、理事をもって構成し、協議会の最高意思決定機関であり、組織運営の執行

決議機関とする。

(招集)

第33条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第35条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(議決事項)

- 第36条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。
  - (1)総会の招集及び総会に提出する議案等に関する事項
  - (2) 事業運営の具体的方針に関する事項
  - (3) 規則等の改廃に関する事項
  - (4) 受託事業及び指定管理者制度に基づく管理運営に関する事項
  - (5) その他理事会において必要と認める事項

(議事録)

- 第37条 理事会の議事は、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければ ならない。

## 第4章 自治連合会

(構成と役割)

- 第38条 協議会に自治連合会(以下「連合会」という。)を置き、区長又は自治会長(以下「区 長等」という)をもって構成する。
- 2 連合会は、協議会と自治会又は区を結ぶ中心的な組織であり、その役割は、地区住民の意思を反映させ、協議会の運営の根幹を担うものとして活動を行う。
- 3 連合会は、協議会の運営及び施策について理事会に提案及び建議ができる。

(幹事)

第39条 連合会に、代表幹事1名、副代表幹事1名及び幹事3名を置く。

(選 出)

- 第40条 桔梗が丘24区を施行規則に定める4ブロックに分けるものとする。
- 2 幹事の選出は、前項に定める4ブロックの代表者の中から選出する。
- 3 代表幹事は4ブロックの代表者の互選、もしくは4ブロックの代表者が推薦し、連合会が承認した者とする。
- 4 互選により代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。

(招集)

第41条 連合会は、必要に応じて代表幹事が招集し、その議長となる。

(定足数)

第42条 連合会は、区長等の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることがで

きない。

(議 決)

第 43 条 連合会の議事は、出席した区長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

- 第44条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 理事会への付託事項
  - (2) 連合会の活動方針に関する事項
  - (3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項
  - (4)委員会に対する要請に関する事項
  - (5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項
  - (6) その他連合会会員よりの要請に関する事項

(地区自治会等の提案)

- 第 45 条 桔梗が丘 24 地区の区又は自治会(以下「自治会等」という。)は、協議会の事業等について連合会に対して提案することができる。
- 2 連合会は、自治会等が議決した事項の提案並びに具申等を尊重しなければならない。

(議事録)

- 第46条 連合会の議事は、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び連合会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

## 第5章 委員会

(委員会)

- 第 47 条 協議会に、総務委員会、企画運営委員会及び広報委員会(以下「委員会」という)を置く。
- 2 各委員会は、施行規則に定める任務等を行う。

(構 成)

第 48 条 委員会は、協議会の会員、会員が団体にあっては当該団体が指名する者をもって構成する。ただし、特に必要な場合は、理事会の承認により、会員以外の者を委員にすることができる。

(役職)

第49条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

(選 出)

第50条 委員会の委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第51条 委員会の委員長及び副委員長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

第52条 委員会は、理事会より付託された事項、その他協議会の運営に必要な事項の審議検討を行う。

(招集)

第53条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(議 決)

第 54 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第55条 委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

(設置)

- 第56条 協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。
- 2 新たな委員会は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

### 第6章 事業部会及びプロジェクト事業部会

(事業部会)

- 第 57 条 協議会に第 5 条に規定する事業を行うため「健康推進部会」「住民交流部会」「教育文化部会」「生活安全部会」「快適環境部会」「地域福祉部会」の 6 事業部会を置く。
- 2 各事業部会が行う事業の範囲は、施行規則に定める。

(構 成)

第 58 条 事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあっては当該団体が指名するものをもって 構成する。

(役職)

第59条 事業部会に、部会長及び副部会長を置く。

(選出)

第60条 事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第61条 部会長及び副部会長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役 割)

第62条 事業部会は、第5条に規定する事業を行うため、活動の企画立案を行い、連合会及び 理事会の協力のもと実施する。

(招集)

第63条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(議 決)

第64条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第65条 事業部会の議事は、議事録を作成し部会長が署名する。

(設置)

- 第66条 協議会は、必要に応じて新たな事業部会を置くことができる。
- 2 新たな事業部会設置は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

(プロジェクト事業部会)

- 第 67 条 協議会に地域ビジョンにより策定された事業を行うにあたり、プロジェクト事業部会 を置くことができる。
- 2 プロジェクト事業部会は、それぞれの目的達成に向けて計画を策定し運営を行う。

(構 成)

第 68 条 プロジェクト事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあっては該当団体が指定する者をもって構成する。

(運 営)

- 第69条 プロジェクト事業部会は、目的達成等のために規約等を作成し運営を行う。
- 2 運営は、独立採算制を原則とする。

(議事録)

- 第70条 プロジェクト事業部会の議事は、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議事録署名人2名が署名、捺印をしなければならない。

(報告義務)

- 第71条 プロジェクト事業部会は、理事会と自治連合会に、9月に活動中間報告を、3月に活動年間報告及び決算報告を行うとともに、次年度の事業計画を提出しなければならない。
- 2 プロジェクト事業部会は、理事会及び自治連合会より活動等に関する報告要請を請けた時、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 理事会は、プロジェクト事業部会の活動状況を総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第7章 施設管理運営

(施設の管理運営)

- 第72条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。
- 2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るもとする。
- 3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。

(施 設)

- 第73条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 桔梗が丘市民センター
  - (2) 桔梗が丘南市民センター
- 2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、市民センター運営審議会及び市民センター運営委員会を置く。
- 3 市民センターの管理運営に関する事項は、市民センター管理運営規程に定める。

#### 第8章 受託事業

(受託事業)

第74条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること(以下「受託事業」という。)ができる。

(受託事業の執行)

第75条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。

#### 第9章 事務局

#### (事務局)

- 第76条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局職員の定数は10名以内とする。

## (職 務)

- 第77条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。
  - (1)協議会の運営に関する事項
  - (2) 市民センターの管理運営に関する事項
  - (3) 協議会の事業及び市民センター活動を円滑に遂行するための業務に関する事項
  - (4)総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項
  - (5) 名張市との連絡調整に関する事項
  - (6) 構成団体との連絡調整に関する事項
  - (7) その他、会長及び市民センター長が必要と認める事項
- 2 事務局長及び事務局次長は、会長及び市民センター長の職務命令により、業務を遂行する。
- 3 事務局職員は、事務局長及び事務局次長の職務命令により、業務を遂行する。

## 第10章 会 計

#### (会 計)

- 第78条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 2 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。

## (財 産)

- 第 79 条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。
- 2 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。
- 3 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。

#### (経 費)

第80条 協議会の経費は、財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第81条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。

#### (予算編成)

- 第82条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会が予算原案の作成をする。
- 2 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。

#### (予算の執行)

- 第83条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。
- 2 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

- 3 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたとき は、理事会の承認により変更することができる。
- 4 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。

(監查義務)

第84条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(出 納)

- 第85条 協議会及び市民センターの出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次 長の権限と責任において行う。
- 2 事務局長は、毎年9月30日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。
- 3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。

### 第11章 評価制度

(評価制度)

- 第86条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。
- 2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。

(評価の方式)

- 第87条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とする。
- 2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。
- 3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。

(評価結果の報告)

第88条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。

## 第12章 監 查

(監 査)

第89条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立 性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与 するものとする。

(監事)

- 第90条 監査業務執行のため監事を置く。
- 2 監事は2名とし、総会の承認を得て会長が任命する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任期等)

- 第91条 監事の任期は、第12条の規定を準用する。
- 2 欠員が生じた場合、理事会の決議により補充もしくは、欠員とすることができる。

(監査方法)

- 第92条 監査は、定期監査及び随時監査により実施する。
- 2 定期監査は、会計年度終了後2ヶ月以内に行う。

(監査結果の報告)

第93条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。

2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。

## 第13章 情報公開

(情報公開)

- 第 94 条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適 宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。
- 2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監 査結果を公表しなければならない。
- 3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。

(情報の共有)

- 第 95 条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供 するものとする。
- 2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。

## 第14章 雑 則

(監査請求)

- 第96条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。
- 2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。

(規則等への委任)

第97条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。

(実費弁償)

第 98 条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償をすることができるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年11月14日から施行する。

(評議員等の任期に関する経過措置)

第2条 第9条に定める評議員、第26条に定める理事、第49条に定める委員長及び副委員長、第59条に定める部会長及び副部会長並びに第90条に定める監事の平成21年11月14日から始まる任期については、第12条第1項中「選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの」とあるのを、「平成21年度11月14日から始まる事業年度」と読み替えるものとする。

(会計年度に関する経過措置)

第3条 平成21年11月14日から始まる協議会の会計年度は、第78条の規定に関わらず、平成21年11月14日から平成22年3月31日までとする。

(事業計画等に関する経過措置)

第4条 協議会は、桔梗が丘まちづくり委員会の平成21年度に係る事業計画及び予算並びに平成21年4月1日から平成21年11月14日までの決算内容を引き継ぐものとする。

- この規約は、平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- この改定規約は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- この改定規約は、平成28年5月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

# 桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則

#### (趣旨)

第1条 桔梗が丘自治連合協議会規約(以下「規約」という)の規定に基づき、必要な事項を定める。 (ブロック)

第2条 規約第40条第1項に規定する桔梗が丘24区の4ブロックについて、次のとおり定める。

第1ブロック	1番町区、2番町第1区(1、2、3街区)、2番町第2区(4、5街区)、			
	2番町第3区(6、7街区)、3番町区			
第2ブロック	4番町区、6番町区(6番町全域及び7番町3街区1~14番地)、			
	7番町第1区(1街区及び1~14番地を除く3街区)、7番町第2区(2街区)			
	8番町第1区(2街区以外の8番町)、8番町第2区(2街区)			
第3ブロック	5番町第1区(1, 2, 3、6街区)、5番町第2区(4, 5, 11, 12街区)、			
	5番町3区(7,8,9,10街区)、南第1区(南1番町1、2街区)、			
	南第2区(南1番町3街区、南2番町1、2街区)、			
	南第3区(南3番町1、2、3街区、南4番町1街区)			
第4ブロック	西1番町区、西2番町区、西3番町区、西4番町区、西5番町区、西6番町区、			
	西7番町区、			

#### (委員会の業務範囲)

第3条 規約第47条第2項に規定する委員会の業務範囲は、次のとおり定める。

#### (1) 総務委員会

- ① 総会、理事会、自治連合会の運営に関する事項
- ② 規約、規則等の制定及び改正並びに廃止に関する事項
- ③ 決算及び予算並びに事業計画の原案調整等の財務に関する事項
- ④ 協議会の運営に対する円滑化に関する事項
- ⑤ 指定管理者制度に関する事項
- ⑥ その他、事業部会及び他の委員会に属しない事項

#### (2) 企画運営委員会

- ① 規約第6条に規定する「地域ビジョン」の策定推進に関する事項
- ② コミュニティビジネス等、事業部会に対する新規事業の検討及び支援に関する事項
- ③ 事業部会の事業活動に対する評価及び検証に関する事項
- ④ 将来に向けての協議会運営の基本的方針に関する事項
- ⑤ その他、協議会の企画運営に関する事項

## (3) 広報委員会

- ① 協議会の広報紙の発行及び編集方針に関する事項
- ② 協議会のホームページの管理運営に関する事項
- ③ 協議会の内外における情報の収集及び提供に関する事項
- ④ その他、広聴及び広報活動に関する事項

#### (事業部会の事業範囲)

第4条 規約第57条第2項に規定する事業部会の事業範囲を、次のとおり定める。

#### (1) 健康推進部会

- ① 地域住民の健康増進に関する事業
- ② スポーツや行事を通じた、親子や住民間の親睦及び絆づくり推進事業

#### (2) 住民交流部会

- ① 地域住民の交流イベント等に関する事業
- ② 地域住民の連帯感の向上及びふれあいに関する事業
- ③ 地域活性化への取り組みに関する事業
- ④ 人材バンクの創設及び運営支援に関する事業
- ⑤ 地域ポテンシャルの発掘形成に関する事業

#### (3) 教育文化部会

- ① 生涯学習の展開に関する事業
- ② 青少年の健全育成に関する事業
- ③ 地域間及び世代間の交流推進に関する事業
- ④ 地域の伝統文化の継承及びスローライフ社会への取り組みに関する事業
- ⑤ 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事業

## (4) 生活安全部会

- ① 安心安全な地域社会の構築推進及び啓発活動に関する事業
- ② 安全で快適な犯罪のない地域防犯活動の連携に関する事業
- ③ 防災のハード及びソフトの基盤づくりに関する事業
- ④ 快適な交通環境づくりに関する事業

#### (5) 快適環境部会

- ① 地域の生活環境と自然緑化の保全活動に関する事業
- ② 生活に憩いと潤いを与え、安らぎのある地域づくり並びに快適環境の創造に関する事業
- ③ 環境美化マナーの啓発活動に関する事業
- ④ 自然との交流及びスローライフ構想の推進に関する事業
- ⑤ 省資源及びリサイクルの展開に関する事業

#### (6) 地域福祉部会

- ① 社会的援助を必要としている高齢者等を対象とした支援事業
- ② 高齢者等を対象とした生きがいづくりの支援事業
- ③ その他、地域福祉の改善に向けた事業

#### (情報公開の手続)

第5条 規約第94条第3項に規定する情報公開の手続きは、第6条から第13条に定める。

#### (公開の情報)

- 第6条 公開請求できる情報は、以下に掲げる事項とする。
- (1)協議会が保有する全てを公開することを原則とする。
- (2) 協議会が運営及び活動を行うに際して作成し、保存期限内にある資料とする。

#### (非公開の情報)

- 第7条 非公開もしくは公開を拒否する情報は、以下に掲げる事項とする。
- (1) 個人のプライバシーの保護等に関わる個人情報
- (2) 法人及び団体等の権利侵害等に及ぶ情報

(3)協議会の会議等における個人が特定される発言等の情報及び意思決定の中立性が損なわれると判断される情報

(請求の手続)

- 第8条 情報公開請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。
  - (1) 公開を求める情報の内容
- (2)情報の使用目的
- (3)情報の適正な使用の誓約
- (4)請求者の住所及び氏名
- (公開、非公開の決定)
- 第9条 協議会は、開示請求を受理した日から15日以内に公開又は非公開を決定し通知しなければならない。
- 2 非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の限度)

- 第10条 公開の範囲は、以下に掲げるものとする。
- (1) 全部開示:請求者の求める情報を全て開示するもの
- (2) 部分開示:非開示の情報が有し開示するもの
- (3) 非開示:請求者の求める情報を全て開示しないもの
- (4) 不存在:請求者が求める情報が存在しないため開示できないもの

(請求者の責務)

第 11 条 請求者は、公開された情報を適正に使用しなければならない。不当な使用により、他人の権利を侵害等問題が生じたときは、請求者が誠意を持って解決しなければならない。

(費用の負担)

第12条 請求者は、情報の写しの作成及び送付に関する費用を負担しなければならない。

(不服申立)

第13条 不服申し立て等は、名張市情報公開条例に準拠する。

(監査請求)

第14条 規約第96条第2項に規定する監査請求の手続きは、第15条から第18条に定める。

(監査請求事項)

- 第 15 条 監査を請求できるのは、財務会計上の違法又は不当な行為により、以下の事項において会員 に損害を生じさせた場合に限られる。
- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結、履行
- (4) 債務借入等の義務負担
- (5) 公金の賦課及び徴収義務に対する事実
- (6) 財産管理の義務に対する事実

(請求の期限)

第16条 監査請求の期限は、違法、不当な行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、 監査請求することはできない。ただし、正当な理由があると認められる時は、この限りではない。 (請求手続) 第17条 監査請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

- (1) 措置請求の要旨
  - イ 監査請求組織及び対象者
  - ロ 財務会計上の行為の内容
  - ハ 行為による損害の内容
  - ニ 請求措置の内容
- (2)請求者の住所及び氏名

(監査結果通知)

第18条 監査結果は、請求のあった日から60日以内に請求者に通知しなければならない。

- この施行規則は平成21年11月14日から施行する。
- この施行規則は平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

# 会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約第10章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会 (以下「協議会」という。)の財産及び会計に関する基準を定める。

(会計区分と処理原則)

第2条 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とし、規約及びこの規程の定めるところにより処理するものとする。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計の総括)

第4条 協議会の会計は、協議会会長(以下「会長」という。)が総括する。

(会計担当理事)

- 第5条 会計を担当する理事は、会計統括責任者とする。
- 2 会計の実務は、センター長の監督のもと、原則として会計統括責任者が行う。

(総務委員長の承認)

第6条 協議会会計の支出処理については、会計担当理事は、総務委員長の事前承認を受けるものと する。ただし、総務委員会に係る支出処理については、会長の事前承認を受けるものとする。

(出納印の管理)

第7条 出納印は、施錠の出来る印鑑収納箱に収納し、会計担当理事が管理する。

(収支累計表の作成)

第8条 会計担当理事は、協議会会計及び市民センター会計毎に、別に定める収支累計表を毎月作成 し、総務委員長を経由して会長の承認を得るものとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

- 第9条 会計に関する帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。
  - (1) 収支予算書及び収支決算書

10年

(2) 経理の元帳・現金出納帳・預金出納帳

7年

(3) 計算書類及び証拠書類

7年

(4) 備品台帳

永久保存

(5) その他の関係書類

5年

- 2 前項の帳簿等の保存期間は、帳簿等の閉鎖の日の属する事業年度の決算に関する定時総会の日の 翌日から起算する。
- 3 帳簿等の保存期間の満了後、廃棄するときは、その帳簿等の明細を作成し、事前に会長の決済を 受けるものとする。

#### 第2章 金銭出納

(証拠書類の授受)

第10条 金銭の収納は、原則として、領収書その他の証拠書類を発行し、支払いについては、支払先

から、領収書その他の証拠書類を受領するものとする。ただし、銀行等の振込みによる収納又は 支払いの場合は、取り扱い銀行等の領収書その他の証拠書類をもってこれに代えることができる。 (支出手続)

- 第11条 協議会会計における支出は、委員長又は事業部会長が提出する別に定める「支出依頼書」に 基づき、別に定める会計伝票で行うものとする。
- 2 市民センター会計における支出は、会計伝票で行い、センター長の承認を要するものとする。ただし、一件 5万円以上の支出については、事前に、別に定める「支出決裁書」を要する。人件費の支出については、会長の事前決済を要するものとする。

(前金払及び概算払)

- 第12条 経費の性質上又は業務運営上必要あるときは、前金払い又は概算払いすることができる。 (銀行等金融機関との取引)
- 第13条 銀行及びその他の金融機関と取引を開始し又は廃止するときは、理事会の承認を必要とする。 (余裕金の運用)
- 第 14 条 協議会会計及び市民センター会計における業務運営上の余裕金は、金融機関に預金するものとする。
- 2 前項の預金の種類及び金額等については、理事会で決定する。

(手元現金)

- 第15条 会計担当理事は、市民センター会計に、日々の現金支払いに充てるため、手元現金を置くことができる。
- 2 前項の手許現金の保有限度額は、原則として、20万円とし、その受払い及び保管は、会計担当 理事があたる。

(残高照合)

- 第16条 会計担当理事は、毎日、現金出納締切後、その残高を現金出納帳と照合しなければならない。
- 2 預金は、毎月末現在で、預金先金融機関の通帳等と、預金出納帳を照合しなければならない。

## 第3章 契約

(契約書の作成)

第17条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な内容を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

(契約の締結)

第18条 契約の締結は、会長が行うものとする。

#### 第4章 資産

(運用資産の管理)

- 第19条 会計担当理事は、備品台帳を備え付け、物件毎に、その取得年月日、種類等必要事項を記載 するものとする。
- 2 会計担当理事は、毎事業年度末の資産の現状について調査を行い、備品台帳と照合しなければならない。

#### 第5章 予算

#### (予算の執行と流用)

- 第20条 事業活動に伴う予算の執行は、委員会及び事業部会並びに市民センターの年度事業計画の事業費の範囲内で行うものとする。
- 2 規約第83条第3項中「緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたとき」とは、年度事業計画に新たな事業項目を追加することをいうものとする。
- 3 前項の場合に要する予算は、理事会の承認により、予備費の残額の範囲内で流用することができる。ただし、その予算が、予備費の残額を超えると見込まれる場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
- 4. 予算書勘定科目の「目」において、予算の流用を行う必要が生じた場合は、会長の事前決裁により行うことができる。また、理事会がやむを得ない事情が生じたと認めたときは、「項」間の流用を行えるものとする。
- 5. 収入を伴う事業については、その事業の経費の総額から、その収入を控除した額を事業費とする ことができるものとする。

## 第6章 雜則

### (規程の改廃)

第21条 この規程は、理事会の承認により改廃することができる。

- この規程は、平成21年11月14日から施行する。
- この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この改定規程は、平成29年4月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

# 市民センター管理運営規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約(以下「規約」という。)第7章の規定に基づき、 桔梗が丘自治連合協議会(以下「協議会」という。)が、名張市の指定管理者制度により行う市民セ ンターの管理運営について、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 市民センターとは、桔梗が丘市民センター及び桔梗が丘南市民センターをいう。

#### 第2章 管理運営

(管理運営)

第3条 市民センターの管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに 市民センター指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

### 第3章 市民センター長

(市民センター長の選出)

- 第4条 市民センター長(以下「センター長」という。)は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び市 民センターの運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、 次条に規定するセンター長選考委員会(以下「選考委員会」という。)で、センター長候補者1名を 決定する
- 2 前項のセンター長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、センター長に任命する。 (選考委員会)
- 第5条 センター長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。
- 2 選考委員会の委員(以下「選考委員」という。)の定数は、7名以内とし、協議会の会長が委員長となる。
- 3 選考委員は、市民センター運営審議会委員及び市民センター運営委員会委員並びに協議会理事等 の中から協議会の会長が委嘱する。
- 4 選考委員の氏名は、理事会に報告しなければならない。

(センター長の責務)

第6条 センター長は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター 指定管理者協定書等を遵守すると共に、市民センターの社会的役割を認識し、地域の文化振興及び 生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。

(センター長の任期)

第7条 センター長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。

(センター長の勤務)

第8条 センター長は、半日単位で週3日の勤務とする。

(センター長の職務)

第9条 センター長は、指定管理者制度の本旨に従い、市民センターの施設管理及び業務全般を統括 するものとする。

(センター長の報酬)

第10条 センター長の報酬は、理事会で定める。

(センター長の解任)

- 第11条 センター長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、市民センター 運営審議会に諮問するものとする。
- 2 協議会の会長は、市民センター運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、センター長を 解任する事ができる。
- 3 前項の場合、市民センター運営審議会及び理事会において、センター長に弁明の機会を与えなければならない。

### 第4章 市民センター運営審議会

(目的)

- 第12条 市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)は、別に定める「市民センター運営審議会規則」に従い、市民センターがその社会的役割を果たすため、市民センターの運営方針等その基本的事項及び協議会と市民センターとの連携活動について審議し、協議会とセンター長及び職員が、認識を共有することを目的とする。
- 2 審議会は、必要に応じ、その審議の内容を、理事会に報告するものとする。

#### 第5章 市民センター運営委員会

(目的)

- 第17条 市民センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、市民センターの運営の適正を 期するため、具体的な運営内容等について、センター長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建 議することができる。
- 2 センター長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。

(委員の委嘱)

- 第18条 委員の定数は、20名以内とし、センター長が委嘱する。
- 2 委員の構成は、原則として次のとおりとする。
  - (1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者1名(輪番制)
  - (2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名
  - (3) 市民センターサークル参加者の中から若干名
  - (4) 市民センター事務局代表
  - (5) 学識経験者の中から若干名
  - (6) その他センター長が必要と認める者
- 3 運営委員会は、次の役員を置くことができる。
  - (1)委員長 1名
  - (2) 副委員長 2名
  - (3) 書記 1名
- 4 運営委員会の役員は、委員の互選により選出する。

## (委員の任期)

- 第19条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。
- 2 委員の再任は、妨げない。
- 3 任期満了前に退任した委員の補欠又は増員された委員の任期は、他の在任委員の任期の残任期間 と同一とする。

## (運営委員会の会議)

- 第20条 運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

## 第6章 雑則

## (規程の改廃)

- 第21条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前にセンター長と協議するものとする。
- 2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

- この規程は、平成21年11月14日より施行する。
- この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この改定規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 桔梗が丘の人口と世帯数 平成29年4月1日現在

UT 57	世帯数	人口		
町名		総数	男性	女性
桔梗が丘1番町	290	586	265	321
桔梗が丘2番町	513	1, 218	576	642
桔梗が丘3番町	429	966	433	533
桔梗が丘4番町	513	1, 134	534	600
桔梗が丘5番町	1, 049	2, 471	1, 213	1, 258
桔梗が丘6番町	269	611	296	315
桔梗が丘7番町	302	645	296	349
桔梗が丘8番町	376	889	432	457
桔梗が丘地区計	3, 741	8, 520	4, 045	4, 475
桔梗が丘南1番町	221	504	234	270
桔梗が丘南2番町	147	330	158	172
桔梗が丘南3番町	235	537	257	280
桔梗が丘南4番町	21	44	20	24
桔梗が丘南地区計	624	1, 415	669	746
桔梗が丘西1番町	183	497	243	254
桔梗が丘西2番町	121	338	157	181
桔梗が丘西3番町	348	1,007	477	530
桔梗が丘西4番町	243	698	347	351
桔梗が丘西5番町	153	512	252	260
桔梗が丘西6番町	189	543	271	272
桔梗が丘西7番町	108	326	171	155
桔梗が丘西地区計	1, 345	3, 921	1, 918	2,003
合 計	5, 710	13, 856	6, 632	7, 224

# 桔梗が丘自治連合協議会事務局(桔梗が丘市民センター内)

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

電話番号 0595-65-1206

ホームページ http://www.kikyogaoka.jp/index.html

メールアドレス info@kikyogaoka.jp

## 桔梗が丘市民センター

ホームページ http://www.emachi-nabari.jp/kikyou/kouminkan/index.html

メールアドレス kikyou-ko@emachi-nabari.jp

